

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 8 回定例会 12月 6 日 開 会
12月13日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 12 月 7 日（木曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成29年12月7日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

13番 山内孝樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興推進課長	男澤知樹君
総合支所長	阿部修治君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政課長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	三浦勝美君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	
書記長	高橋一清君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 志
総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

議事日程 第2号

平成29年12月7日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 陳情 8の1 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する
お願い
 - 第 4 発議第 9号 議会活性化特別委員会設置にかかる決議について
 - 第 5 発議第10号 三陸沿岸道路整備促進特別委員会設置にかかる決議について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。定例会2日目であります。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、13番山内孝樹君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、今野雄紀君。質問件名、1協働のまちづくりについて、2学校菜園で食育教育を、3町長の町政運営について、以上3件について一問一答方式による今野雄紀君の登壇発言を許します。9番今野雄紀君。

〔9番 今野雄紀君 登壇〕

○9番（今野雄紀君） おはようございます。9番今野雄紀は、先月27日に通告し、本日新しい議長の許可を得ましたので、3件の一般質問、壇上より1件目を質問させていただきます。

けさの新聞、育英高校のニュースを知りました。野球部、剣道部の一緒に練習してきた仲間部員に心を痛めながら。

クールビズもあけ、いつもはドットや犬柄のネクタイなのですが、今回は野球に造形の深い町長へストライクの質問をと思い、臭いところを狙ってストライプで臨みました。前置きが長いと議長の指導がありそうなので、質問に入らせていただきます。

質問事項、協働のまちづくりについて。要旨といたしましては、現在の状況と今後の取り組みについて。もう1件、ボランティアゴミ袋事業の導入の考えはということで質問をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員のご質問、協働のまちづくりについてお答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目であります、現在の状況と今後の取り組みということについてであります、南三陸町の第2次総合計画では、大きな政策の1つに安全・安心・協働を掲げており、防災・減災対策の推進、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯対策の強化、コミュニティ再構築の推進の5つの主要施策を展開しております。

その1つ、コミュニティ再構築の推進について申し上げますと、新しいコミュニティ形成が進む現在、町ではコミュニティ活動の拠点となる集会所施設やその備品整備等、ハード面の整備支援を中心に、住民有志等が主体的に行う事業及び活動への助成を実施をいたしております。多様化する住民ニーズに公共サービスの提供は今や行政だけで対応することは困難となり、それを補う機能として地域コミュニティは不可欠なものであり、地域社会が持続していくためには住民相互が助け合う社会の構築が必須となっております。

これらの状況を受けまして、今後は行政の各分野をまたいだ横断的な仕組みにより地域コミュニティ活動の支援に取り組んでいくとともに、住民お一人お一人が主体となって自立や地域課題の解決に向けて住民自治を促進していくという機運を醸成し、既存組織の機能充実や新たな組織の立ち上げなど、地域それぞれが異なるコミュニティ機能の成熟段階に応じて住民相互が助け合う社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、ボランティアゴミ袋事業の導入の考えについてであります、全国の自治体の中には、家庭ごみの手数料有料化を導入している市町村があり、ボランティアゴミ袋の多くはこの有料化に伴い製作され、公共の場所などでの清掃活動の際に無料で利用する用途で有料のごみ袋と区別するため用意をされたものであります。

当町においては、ボランティアゴミ袋なるものはありませんが、過去にリアスクリーン作戦の際に専用のごみ袋を製作した経緯があります。議員もご承知のとおり、このリアスクリーン作戦は、震災以前は毎年7月に全町を対象として実施をしておりました行政区単位の清掃活動であり、まさに協働のまちづくりに資する事業でありました。現在は、各行政区や町内事業所が自主的な環境美化運動としての清掃活動を継続実施しており、町といたしましてもごみ袋の無償配付などの支援を行っているところであります。

住民などが主体的に行っている清掃活動の実施状況としては、平成28年度の地区清掃活動が93回、事業所等の団体の清掃活動が4回実施されており、そのほかにも海岸清掃等の活動な

ども行われ、クリーンセンターに搬入された清掃活動によるごみの総量は15トンを超えている状況にあります。このように、各行政区では区長あるいは衛生組合長等を中心に自発的な活動が震災以降も継続されておりますことから、ボランティアゴミ袋の活用につきましては、これらの協働のまちづくりの実践の中で、または今後の行政区再編に伴う地域活動への動機づけとして、さらには地域の環境美化推進の観点から、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長の答弁ありましたが、ちょっと早口だったせいでメモし忘れたところもありますので、質問させていただきます。

それで、町長答弁で、協働のまちづくりのコミュニティーの再構築、そして現在はいろいろなそういったところのハード面を準備しているということですが、そこで伺いたいのは、横断的取り組みということで答弁ありましたので、現在このコミュニティーの構築する上で、区長制度をあれしていますけれども、新たなコミュニティーの構築には自治会等のあれも検討できると思うんですが、その点に関してはどのように思いますか、お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味、行政区長さんの役割というのは、基本的には自治会というそういった大きくくりの中でのそういった代表という形なので、地域のお世話役と、それから町とそれから地域とのパイプ役ということで担っていただいておりますので、区長制度につきましては今後とも継続をしていくというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった今後検討するということでもわかりましたけれども、協働のまちづくりで、例えばよその事例、簡単なんですけれども、近隣では、特に石巻のモデル地区みたいなんですけれども、山下地区あたりでは、山下地区協働のまちづくり協議会、そういったものを立ち上げていろいろ活動しているみたいなんですけれども、町長にとってはこの資料にもあるんですけれども、以前まちづくり協議会等がありましたが、こういった形を継続的に発展させていく考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の山下地区の件については、まさしく地域でそれぞれの皆さん方が自治というそういった強い思いを持ちながら組織をして、自治会活動を展開しているというふ

うに思いますし、そういった住民の皆さん方が自主的にそういう組織を立ち上げるということは非常に私も喜ばしいことだと思いますので、町内でそういった組織が立ち上がるということがあれば、町としても十二分にバックアップをしていきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった機運が高まったときにはよろしくお願ひしたいというわけじゃないんですけども、そこで最初のほうにちょっと戻るんですけども、もともとこの協働という意味をちょっとどのように捉えているのか。行政と例えばなんですけども、いろいろな私も言葉尻を調べてみましたら、活動団体や企業、行政がそれぞれの価値や能力を理解、尊重した上で、それぞれの特性を生かし、お互いが対等のパートナーとして連携・協力し、よりよい地域社会の実現に取り組む関係を協働というようです。

これは単独で行ってきた以上の事業の効果が期待されるということで、先ほどまちづくり協議会等のあれを検討はいかがということを行ったんですけども、そこでもう1点、気仙沼あたりですと、協働ということの捉え方を5つに区分しているみたいで、これ、図か何か国会みたいに示せば一言で説明できるんですけども、一番真ん中に、市民と行政がそれぞれ主体性を持ち協力するのが協働の一番真ん中で、その市民寄りのほうは、市民が行政の協力により主体的に行う活動、もっと市民の領域に近づきますと、市民が主体性と責任を持って独自に行う。主体性と責任ということが重要視されているようです。反対に、行政の領域に近づいた場合は、行政が市民の協力の参加を得ながら主体的にしていく。もっと行政寄りですと、行政が主体性と責任を持って独自に行う領域、そういった事業を協働と捉えているみたいですけども、町長は、今のちょっと説明でわかりづらかったかもしれませんけれども、これからのこの協働のまちづくりはどういったスタンスで、住民主体寄りなのか、行政主体寄りなのか、それとも中立的に両方で協力していくと、そういうスタンス、3とおありと思うんですけども、どのような形で今後コミュニティーの再構築をする上で進めていくのか、突然のあれなんですけれども、答えていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 突然ですが、あそこの出席議員数、15。（「15. 15ですよ」の声あり）16なんです。（「時間とめているんじゃないの」の声あり）いや、今一瞬こう見て。ああ、はいはい。余計なことで時間をつぶして。

その基本的には横一線といいますか。（「議長、16になっている」「16になっているよというの」の声あり）向こうが16になっているということですか。はい。ということ。（「も

う一度」の声あり) いえいえ、まだしゃべっていないから。(「ああ、そうですか」の声あり)

基本的には、行政のやれる分野と、それから住民の皆さんがやれる分野、それぞれあると思いますし、それからお互いに支え合わないといけない部分というのがあると思います。ですから、その辺の役割分担をしっかりとすることがまず大事なることかなというふうに思いますし、かといって、では行政が全て住民の皆さんに丸投げするというのも当然ございませんし、そこはお互いの立場を尊重し合いながらという、そういった形の中で住民自治というものを、あるいはこの協働というものを立ち上げていくといいますか、醸成していくということが非常に肝要なことではないかなというふうに思っております。

いずれ、基本的にはどちらが上ということではなくて、横一線といいますか、そして横並びの中でお互いに補完し合うということが一番大事なことだろうというふうに思います。

○議長(三浦清人君) 今野雄紀君。

○9番(今野雄紀君) マイクを押して発言なんですか。入っていますか。(「まだまだ」の声あり) では、途中からいきますか。では、ちょっと進ませて……。

○議長(三浦清人君) 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 開議

○議長(三浦清人君) 再開いたします。

今野雄紀君。

○9番(今野雄紀君) それでは、町長先ほど答弁あったんですけども、これ、何かに例えて質問させていただくと、私、以前にも入谷地区等での町民運動会の件を聞いた経緯があるんですけども、例えば町民運動会等をとると、どのようなスタンスなのか、伺いたいと思います。

○議長(三浦清人君) 町長。

○町長(佐藤 仁君) 突然に突拍子もないご質問ございまして、何と答えればと思うんですが、基本的に町民運動会、今例に出しましたけれども、町民運動会というのは基本的には住民の皆さん方が自分たちで地域の皆さん方と交流を深める場としてそれを立ち上げてやっていくということが一番基本的な考え方なんだろうというふうに思います。そこをあとは当然行政の、住民の皆さん方でできない部分がございますので、そこは当然のごとく行政として

バックアップをしていくと、そういうふうな関係かなと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 以前の答弁ですと、しっかりそれは地域のほうだという答弁があった記憶があったんですけれども、今回の町長の答弁ですと、幾らかこの協働のまちづくりを前向きに取り組むというそういうようなことが少し受けとめられる答弁でしたので、一応確認させていただきます。

それで、次に伺いたいのは、こういった協働のまちづくりにおいてなんですけれども、またちょっと前の前に戻りますけれども、やはり行政区から自治会にすることによって、例えばいろいろな問題、昨今中央区でも問題あるみたいなんですけれども、そういったいろいろな安心・安全に対する、それとも暮らしやすくするためのこのまちづくりにとっては、やはり将来的にというか、段階的に自治会等を目指していく必要があるんじゃないかと思いますが、1件目に関してはこんなところをもう一度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話のように、新しくコミュニティ組織ができてくるということになりますと、これまで一緒に生活をした方々だけではなくて、さまざまな地域にお住まいの方々が1カ所に集まってくるということになりますから、当然のごとくそこには今までの考え方の違い、あるいは地域をどうやって支えてきたかというそういう流れの中での違いというのは当然出てくるというふうに思います。そういった中で、それを一つにまとめるというのは、大変な難しい作業があるというふうに思いますが、ここはやはり我々行政としてもその辺の地域の皆さん方がお話しになったように安全・安心に、そして不安なくこの地域で過ごすということのためのお手伝いというのは、当然のごとく我々もしていかなければいけない。そういうふうに認識をしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこで、近隣というか、ことし4月の河北さんのオンラインニュースだったんですけれども、そこで市民協働のまちづくりへの新自治会制度導入というそういう記事がありました。その中には、東松島市で110の行政区を廃止して約70の自治会に再編、そういうニュースがありましたので、近隣でそういう動きもあるもので、町長先ほど言ったような形で今後検討なさるのでしたら、近隣のこういった事例も今後何らかの折に参考にしていただければ、よりよいこのコミュニティの再編に対する取り組みもよりよいものになるんじゃないかと思いますが、その件に関して簡単でよろしいですので、最後、町長に聞

きたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 新しい組織づくりといいますか、地域づくりをしていかなければいけないということですので、先進といいますか、さまざまな自治体の取り組みがあらうかと思えますので、今、一つ東松島のお話になりましたが、そういったことも含めまして、町としてどういう方向が最良なのかということについては十二分に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、小さい2番目、ゴミ袋に関して伺いたいと思います。

先ほど町長答弁ありましたように、有料化と差別してボランティアゴミ袋があるということですが、以前ですと、町長答弁あったように、7月のお祭りの一番近い週でしたっけ。そのときに、全町的に挙げて環境美化というか、掃除というか、していたというそういう経緯はわかりましたけれども、そこで伺いたいのは、現在でも15トンのごみが集まっているということなのですけれども、僕らは環境というか、道路沿い等の散乱ごみというか、そういったやつが結構、私の住む近くでだけかもしれませんけれども、結構多いものですから、そういった面に関しても対処する必要があると思います。

そこで、今回の選挙期間なんですけれども、私もポケモンGOみたいに、バイクでポスター張りをしていたんですけれども、そうすると歌津地区を回ると、何かわからないですけれども、ごみが余りというか、ほとんど落ちていない。特に、浜通りというか、石浜地区その他、あの辺はもう完璧に草とかきれいなんですけれども、そういったところで歌津地区等では何かの取り組みをしているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前からでございますけれども、合併前、ポイ捨て禁止条例、歌津町では設けてございましたので、それをPRしようという点が多分じわりじわりと浸透しているんだろうと思います。

それから、道路のごみにつきましては、8月に道路愛護月間ということになってございまして、震災後、一昨年度から区長会議におきまして、各地区の皆様にご協力いただける範囲で構わないので8月上旬を目途に取り組んでいただきたいというお願いをさせていただいているところでございます。当初、まだまだ取り組みが鈍いのかなと思っておりましたが、初年度で8割以上の地区の方で取り組みをいただいていますし、本年度はそれ以上の効果が上がったものと

いうように考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういったポイ捨て条例のような形で、現在のこのきれいというか、歌津地区があるということはわかりました。

そこで、町長、この志津川地区のほうでは、そういった条例に準じたものはその後できたのか、あったのか、継続になったのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） おはようございます。ポイ捨て関係の条例ということでお答えさせていただきます。

これは合併前の旧町時代から、旧歌津、志津川両町でポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例というのが存在しておりまして、合併にあわせて南三陸町のポイ捨て禁止条例として17年に設定をされているものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、当町にも、現在でもそういった条例はあるということでよろしいわけですね。

それでは、そこで伺いたいんですけれども、国道沿いなんですけれども、特に工事の車両の方たちが結構捨てていくみたいなんですけど、そこで確認をお願いしたいんですけれども、この元請であるURさんあたりに下請、再々下請の方たちに、そういったごみを捨てないようにという指導みたいなのはできるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、工事の施工に当たりましては、当然環境に留意して工事を進めるという大前提がございます。当然そこは町の方針として、道路上にごみを捨てることはまかりならんという条例がございますので、そこを遵守してもらおうという指導は可能と考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町のあれなので、町民だけではなくて、この町に来た人たちにもそれは当てはまるのかどうか、そのところだけ。条例ですから、来た場合は当てはまるか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 実は、合併前、国道の案内看板がございますけれども、その一部

を借用して、当町ではポイ捨ては禁止をされていますという表示をさせていただいて、啓蒙に努めさせていただいた経緯がございます。同じように、町民でなくても当然町の区域内に入れば、同じ条例が適用されるものというように考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も近場のパーキングのごみ拾いを以前していたんですけれども、それは三陸道インター開通する前で、すごい交通量の時でした。毎日というか、拾ってきれいになると、捨てるというか。それで、あるとき、1週間とか2週間ぐらいそのままにしていたら、ある程度捨てられていると、それ以上は捨てられないという変な法則ですが、そういったものを私発見しまして、それ以来拾わないようにしたら、何とかある程度の捨てられている分で、それ以上は進まないというそういう不思議な法則を発見して、そういった経緯があったものですけれども、それはさておきまして、そういった今後町で観光その他で力を入れていくというのであれば、やはりボランティアゴミ袋制度を導入して、一般の地区に住むところじゃなくて、公園や道路などに対しても活動が必要だと思うんですけれども、その点に関して町長はどのように思うか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申しましたように、ボランティアのゴミ袋について、これは検討させていただきたいと思いますが、前提としてお話をさせていただきますが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、県内でも多くの自治体のごみ袋の有料化ということに取り組んでございます。したがって、町もその辺の有料化という方向で検討しておりますので、いずれごみ袋の有料化ということは避けられないだろうというふうに認識をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もその答弁に対して、ちょっと疑問というか、私もいろいろ調べたら、有料化に対して支給する袋とあったんですけれども、現在でもごみ袋を買って出しているの、それは有料化に当たるんじゃないかと思うんですけれども、町長の言っている有料化は、例えば50キロ幾らであれするというそういう有料化なのか、そこのところを私理解しがたいので、もう少しその区分を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

現在のごみ袋も、45リットル入れ10枚で商店では127円ほどで購入していただいて、ごみ処

理に使っていただいているわけですが、これらは製造経費等が主なものであるということで、他自治体の場合ですと、要するに定量制というか、1袋に対して手数料をそのゴミ袋に対して賦課するという方式をとっておりまして、例えば1枚30円とか、40円とか、50円とかというような形で、そうすると商店では10枚で500円とか、400円とかというような形になっているというのが有料化で、袋の料金に手数料、ゴミ処理手数料を含んだ形というのが有料化という考え方の一つになっているということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、今はその袋代だけを買っているというか、無料化、有料化というのは、その今120幾らなのに、例えば50円とか100円とか、1枚に対してのせた場合が有料化ということになるわけですね。わかりました。現在は一応無料化ということで、袋代だけの負担で処理をしてもらっているというそういうことで、そこで話は戻りますけれども、ボランティア袋というのは本当はゴミがつくかどうかわからないんですけども、この取り組みは先ほど有料化に伴ってやっているというのですが、いろいろな自治体で有料化になったところがやっているんでしょうけれども、取り組んでいるみたいです。

例えばなんですけれども、一番ネット等で最初に出るのは札幌とかなんですけど、そこだと公園や道路などのボランティア清掃で集めたゴミとか、ゴミステーションの散乱ゴミ、あと公園や道路の街路樹から市街地に飛散した落葉、そういったやつをそのボランティアゴミ袋で使えるそうです。そして、そのボランティアゴミ袋ができないパターンは、ゴミステーションで散乱じゃなくて、よく持っていけないゴミみたいなものがあるんですけども、そういった違反ゴミはその袋は使えないということで、あと簡単にはもう1件は、地域のイベント等で出たゴミは、それは使えないという、そういうことでした。

もう少しあれすると、交付枚数みたいなことも書いてありまして、10リットル、40リットルと2種類あって、個人ですと20枚まで、町内会や団体だと200枚まで支給ということで、あとそのほかに、東京のあたりですと、ゴミ拾いのトングというか、はさみですか。あと、ベスト、のぼり旗等も貸すという、そういう取り組みみたいなんですけれども、当町でもこれから復興が進んでいって、例えば祈念公園等大きい公園等もできて、今後美化活動を推進していく上で、今のうちからこういった制度を取り入れていく必要があると思うんですけども、そのところを町長どのように考えていくのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然のように、こういったものを導入するということになれば、ルール

の決め方ということは大変重要だと思います。ですから、どういう形の中でこのボランティアゴミ袋の運用の仕方をするのかということについては、当然運用する前にその辺のルール
の決め方というのはしっかりしていかなきゃいけない。そういうふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 決めていく上ではルールその他はいろいろ大変なんでしょうけれども、
こういった制度を導入することによって、例えば高齢といいますか、そういった方たちのご
み拾いが生きがいになるかどうかかわからないですが、そういった貢献できる場も設ける必要
もあると思うんですけれども、そういった観点からは町長どのように考えるか、伺いたいと
思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の掲げている復興計画の柱に、エコタウンへの挑戦というのがござい
ます。これは町としての本当にシンボルプロジェクトの1つでもございますので、そういつ
たいわゆる町民の皆さん方に本当にそういった考え方そのものをしっかりと浸透させながら、
さまざまな分野の中でこのエコタウンへの挑戦というのを具現化、実現化を図っていくとい
うことが非常に肝要だろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、この1件目の最後の質問になると思うんですけれども、先ほど町
長答弁あったような今回こういった袋を導入するに際しての、ごみの有料化というそういう
答弁ありましたが、当町ではずっと袋代だけで続けていってほしいんですけれども、何ら今
後有料化への見直しへの検討があるのかどうかだけ伺って、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、エコタウンへの挑戦を掲げて町としてもいろ
いろな取り組みをしてまいりました。家庭生ごみの分別化とか、そういったいかにごみを減
量するかということで取り組んでまいりましたし、今後もこの方向性は変わらないというふ
うに思います。したがって、ごみ袋の有料化ということについても、方向性としてはそ
ういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、引き続き2件目、教育長へ。質問事項といたしましては、学校菜
園で食育教育をということで質問させていただきます。

要旨といたしましては、学校菜園の現状、そして今後の取り組みについて。

もう1点は、少し理想を大きく掲げて、横文字で言わせていただくとエディブルスクールヤード、食べられる校庭という取り組みがあるみたいなんですけど、そういったやつの導入とまではいかないんですけども、そういったものをモデルにして取り組んでいく考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野雄紀議員の2件目のご質問、学校菜園で食育教育をについてお答えいたします。

まず、1点目のご質問、学校菜園の現状、今後の取り組みについてであります。町内の小中学校では、校庭の端の一部や学校花壇、またはプランターなどを利用して、生活科や理科、家庭科などの学習教材として、ジャガイモやサツマイモ、ミニトマトなどを栽培しております。これは、子供たちの成長過程に応じたさまざまな栽培活動を行うことで、子供たちが知的好奇心や探究心を持って自然に親しみ、目的意識を持った観察、実験などの体験を通して、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、科学的な見方や考え方を養うことを学習目標としているものであり、今後も各学校では現状の学習内容を継続することで、学習指導要領に基づいた教育の実施を図っていくものであります。

次に、2点目のご質問、エディブルスクールヤード、食べられる校庭の導入をということですが、エディブルスクールヤードとは、20年ほど前に米国で創設された食育教育システムであり、校庭の使われていない一角を教育農場とすることで、畑を耕し、食物をともに育て、ともに調理し、ともに食べるという体験を通して、食べ物の由来や育て方、味覚、栄養、食と地域のかかわりを、国語や算数、理科、社会などの必須科目と統合し、命のつながり、生きる力を学ぶ食育であると認識しているところであります。これは、子供たちの食育の推進を図る上で大変すばらしく、大事な取り組みの一つであるとは思いますが、町内小中学校では、従前より学校給食や保健体育、家庭科などの関連する教科ごとにおいて、食についての講話や食事のマナーなどの指導により、子供たちが食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、効果的な取り組みを実践しているところであります。

今後におきましても、学校における食育の推進を図ることは大切な教育の一環という観点から、現在各小中学校で取り組んでいる総合的な学習の時間などの教育活動全般を通して、さらに現状の食に関する指導内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 教育長より今、答弁いただきました。そこで、現状ということで、私もこういった質問をする際に、一応現場確認という意味合いも兼ねて、数日前に各校をアポもとらずに回って、その現場だけを確認させていただきました。町内小中学校、いろいろな形でそういった菜園を見させていただきました。

そこで、学校により、いろいろ地区の人から借りた畑をやっているとか、あとは前プールだったところを畑にしているとか、あとは学校の隣にそれなりの今度桑畑にするというそういった取り組み等もいろいろ、話は聞かなかったんですけども、ちょっとした流れの中で確認させていただきました。

今後、こういった菜園に関して、広げるという意味ではないんですけども、この取り組んでいく上で、何か校長がかわると取り組みも変わるというそういう意味合いではないんでしょうけれども、そういったことも見受けられるようですが、そういった点に関しては、この一貫性のある取り組みなのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 各学校で取り組んでいる学校菜園の活動につきましては、今野議員が現場に行っているいろいろと調査なさっているので、私のほうから詳しく申し上げませんが、学校菜園の拡充というか、これを広げるという考え方なんですけれども、基本的にはこれは教育活動の一環でございますから、各学校の校長が教育課程を編成するいわゆる最高責任者ですから、校長の考えによって決まるということが基本でございます。したがって、それぞれの学校の校長先生方がご自分の考えていらっしゃる学校経営というものを基本にしてこの学校菜園をどのように考えるかについては、それぞれいろいろとご意見があるかと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこでわかりました。学校それぞれの学校経営の上で、特色を持ってやっていくということではわかりましたけれども、今後いろいろな学校の運営に関して、私はこの学校菜園がある程度キーポイントではないんですけども、それなりに役立つと言ったらおかしいですけども、効果が十分発揮できる部分じゃないかと思うんですけども、当局というか、教育長の考えとしては、今後どのような形で持っていくのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちを育てるという視点から教育活動を考えているわけですけれ

ども、それぞれやはり今お話に出ております学校菜園についても、議員ご質問の中にありました食育という観点から考えれば、これは非常に大事なことだと思います。したがって、教育委員会としてこの学校菜園について、先ほど申しましたけれども、非常に大切なことだということは間違いないところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今後大切なことになっていくという、そういう学校菜園に関してはわかりました。それと関連的に、2つ目のこの横文字の食べられる校庭について、再度伺いたいと思います。

こういった食べられる校庭というか、私、以前からテレビ等で見ていたアリス・ウオーターという人のそういった形の取り組みで、以前ニューヨークのマンハッタンのパソコンとか、ITであれしているバークレーでしたっけ。そちらのほうの荒れた学校を、その菜園ですばらしい学校に変えたという、そういう事例があるような取り組みでした。

そこで、エディブルスクールヤードというのは、食べられる校庭ということで、食べ物がとれる校庭、学校菜園を使った食育プログラムということで、私も再三、同僚の議員もそうなんですけれども、食育に関して学校給食等を使ってこれまで質問し続けてきましたが、今回角度を変えてこういった形で質問させていただきます。1995年に、カリフォルニアのバークレーの公立中学校でスタートしたプログラムということで、現在カリフォルニアだけで4,000校、世界的に注目されているということです。近年では、日本の国内の学校でもややもう実施されてきているというそういう状況になっているようです。

そこで、ちょっと話が長くなりますけれども、先進事例みたいな形で、これはことしの日本家庭科、先ほど教育長答弁あったように、生活科、理科、家庭科に及ぶ事例だということなので、日本家庭科教育学会のことしの60回大会で、学校菜園を活用した総合的食教育の実際と課題ということで、日米における実践例からの考察というそういう報告がありました。その報告では、古来、農業は基幹的な産業であるが、今日の私たちの食生活は農産物の生産の場とは乖離しており、農業に対する国民の意識の低下、食料自給率の低迷、食の安全を脅かす事件の発生、さまざまな問題が起きている中で、食育基本法の制定から約10年以上たち、食育の認知度も高まっている中で、従来の栄養や健康に加え、農業の視点も取り入れた食育の推進が今後一層重要と考えられるということです。近年、アメリカでは、栽培活動の教育的意義が注目され、先ほど言ったようなエディブルスクールヤード等が普及しているということです。

そこで、近場では、近場というか、山形の小学校では、学年の枠を超えた学習チームをつくり、地域の人々の協力を得ながら、学校菜園での野菜や果物の栽培、そして加工食品の製造、地域の朝市での販売など、6次産業化を実践的に学ぶ活動を行っている。そういう報告を私見ましたので、こういった事例からもすると、なかなかいい取り組みだと思いますけれども、こういった事例に対して突然なんですけれどもどういった知見をお持ちか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） エディブルスクールヤードという考え方については、先ほど答弁の中で申し上げたと思いますけれども、大切な考え方であると思います。それで、子供たち、ものを育てるとか、つくるとかというこういう活動は、これは教育上大変好ましいことであり、実際にやっております。ただ、農業にどこかで子供たちにかかわらせると、これも大切だと思います。ただ、学校の中でその場をつくって、そしてやるというやり方もありますけれども、実際に地域の方々の協力を得て、地域の方々から畑を借りたり、田んぼを借りたりして、子供たちはそれなりの活動はやっております。それから、ものをつくって販売するという活動、これはそれなりに意義があることだと思いますけれども、現在うちの町の各学校では、そこまではいっておりませんが、これはやはり先ほど来申し上げましたけれども、各学校の校長先生方のスタンスというか、考え方が基本でありますので、そのことについては私は現在の各学校の取り組みは、それはそれでよしとしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も現在の取り組みを否定するわけではないんですけれども、もう一歩進める必要というか、そういったものを認識してしまして、そこでこういった質問をさせていただいているんですけれども、エディブルスクールヤードに関しては、発想から12年かかって実現したそうです。活動の中心となっているこの考えというか、信念なんですけれども、「美とは決してぜいたくではなく、精神を高めて日々の生活を心豊かにするものだ」、そういう信念を掲げてこういった取り組みをしているという、ちょうど言葉は違いますが、先ほど教育長言ったようなそういった目標と相通ずるものがあるんじゃないかと思います。

そこで、国内でも2008年、埼玉の幼稚園兼英会話学校が学校菜園を始めたということで、関連の書籍等を目を通したんですけれども、その学校のナンシーさんという方のアドバイスが載っていました。学校菜園を始めようとしている学校へのアドバイスということで、まずゆっくり始めましょうというそういうアドバイスです。そして、先生方へのアドバイスなんで

すけれども、熱心に取り組む。そういうアドバイスですね。学校菜園の取り組みに意義を感じ、エネルギーを注ぐことのできるリーダー的役割の先生が、少なくとも1人必要だということ。それでなければ、先ほど教育長答弁あったような地域の方、OB、OGやPTA会員の手など、ボランティアにお願いするのも一つの手段だという、そういうアドバイスがありますけれども、こういったアドバイスに対して、もし菜園のような形で進める場合に取り組める状況があるのかどうかを教育長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学校菜園は何のためにやるのかというのは、いわゆる教育の基本的なところがございますよね。ですから、菜園そのものは私は決して否定するものではありませんし、それから実際やっております。それは先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、子供たちに探究心だとか、興味だとか、それから考える力を育てるとかというそういう目的で取り組んでおりますけれども、ただ、そのいわゆる学校菜園がですね、あれを教育の全て万能的な力であるというような考え方はしておりません。教育活動の一環であるということで、各学校ではさまざまな取り組みをやっております。菜園だけではありません。したがって、さまざまな取り組みをやっておりますので、菜園だけやるというわけではないわけですので。

ただ、この学校菜園について、私もちょっと新しいエディブルスクールヤードですか、これご質問ありましたのでちょっと調べました。それで、教育農場という言葉を使っているんですね。教育農場というと、学校の中で農場が果たしてできるかどうかという問題があるわけですよ。いわゆる管理だとか、いいだとか、問題がありますので。ですから、これについてはなかなかもっともっと理解する必要があるのかなということは思っております。ただ、今野委員がご質問している食育という点では、現在取り組んでいる学校菜園の中でも十分考えることができるものだと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） わかりました。そこで、教育長の以前の一般質問でも答弁あった、万能的でないというたしかコミュニティースクールの件でもありましたけれども、そこで伺いたいのは、こういった取り組みをすることによって、私何を望んでいるかとか、そういったところを質問させていただきますと、先ほど山形の小学校の例を出させていただきました。学校菜園で野菜、果物の栽培、加工品の製造、地域の朝市での販売など6次産業化を実践的に学ぶ活動を行っているという、そういう取り組みを知った上でなんですけれども、実は先日とか、先月かな。隣の石巻市のFMのラジオから聞いたんですけれども、コミュニテ

ィースクールの一環として、収穫した野菜をイベントの市で売っているというニュースが流れました。そこで、当町でもコミュニティースクールに取り組んでいるさなか、十分参考になるニュースではないかと思い、こういった夢というか、理想を大上段に掲げ、質問したわけなんですけれども、今後こういった当町でも朝市、福興市、いろいろやっていますので、そういったことも活用するには、十分検討できる材料じゃないかと思うんですけれども、教育長にその点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） コミュニティースクールの話がありましたけれども、それはそのとおりだと思います。地域の方々の協力を得ながら教育活動を展開していくというのは、これから求められているところがございますので、そのとおりだと思います。

話の中にありました、子供たちがものを育て、それを収穫して販売する活動というのは、それはそれなりに意義があることだと思いますけれども、今の段階で各学校にこれをやりなさいというようなことは、なかなかこれは難しいところもございます。ただ、結果的にそういうふうなことで取り組んでいる学校があるということは、一つの参考例だということで受けとめていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最初からこの理想を実現というのは難しいと思いますので、それでは伺いたいのは、学校菜園で例えばサツマイモとか、ジャガイモがどうかわからないんですけれども、いろいろとれると思うんですけれども、そういったとれたやつはどのように活用しているのか。例えば、とれたやつを生徒さんたちに持たせて家庭で食べてもらうのか、いろいろあると思うんですが、そのこのところの学校により違うと思うんですけれども、主なその活用方法を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、現状でのお話をさせていただきますと、現在、それぞれ学校の菜園等でとれた物については、学校によっては収穫祭ということで学校行事を持っているところもございますし、あとは調理実習の具材にしたりということもございます。あと、そのほかに多少余った物については、子供たちに持ち帰っていただくというふうなことで活用しているようです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） いろいろ活用ということでわかりましたが、先ほど言ったやつに取り組

む段階として、例えば調理実習ありましたが、そういったやつを例えば私も余り詳しくないんですけども、学年のPTA活動、そういったやつがあると思うんですが、そういったときに一緒に時期を合わせるなり何なりして、収穫したやつを調理、カレー、何でもいいんですけども、そういったやつと一緒に一つ一つ収穫を祝うという、そういうことから当町では始めていってもいいんじゃないかと思うんですけども、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 各学校にPTA活動がございますので、親子での活動などありまして、その活動を通してそういうふうな自分たちが育てた物を親と一緒に食べて食するというようなそういう活動は、詳しくは調べていないんですけども、そういう活動も考えられるかなというようには思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それで、今回のエディブルスクールヤードなんですけれども、校庭を食べ尽くすということで、これはちょっと失礼なというか、質問になるかもちょっとわからないんですけども、私、運動会等に行くと、人数が七、八十のところで大いグラウンドというか、あれで運動会等をしていると、何か違和感を覚えていまして、そこで今回校庭というか、学校を回らせていただいて、立派な学校ができました。そして、校庭も仮設も伊里前あたりは今仮設を壊して、これから広くなるんでしょうが、その広い、余りにも広過ぎるようなイメージというか、気がしまして、そういったところを目に見えるようなところで学校菜園ができないものか、そうすることによって地域の高齢の方たちも見えるところでわかりやすくいろいろ参加できるんじゃないかと思うんですけども、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 校庭の法的な位置づけなんでございますけれども、校庭というのは、屋外運動場なんでございますね。したがって、それを子供たちが少なくなって校庭が広過ぎるから、それをじゃあ畑がわりにしようじゃないかというのは、それは考え方としては考えられますけれども、ただ、あくまでも運動場であるということには変わりはありませんので、その校庭の活用については効果的にどのようにするかについては、校長先生がお考えになることであると思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） はい、わかりました。それでは、この2件目の質問を、そういった校庭は一応難しいような答弁の中で終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は20分からといたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

一般質問を続けます。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 休憩前に引き続き、質問させていただきます。

3件目といたしまして、町長の町政運営についてということで質問をさせていただきます。

要旨といたしましては、今後4年間の町政運営の目標。

2点目は、入谷、歌津、戸倉、志津川各地区の均衡あるまちづくりについて。

3点目といたしましては、三陸道の北進に伴うまちづくりということ、以上を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今度はゆっくり話しますからね。

それでは、3件目のご質問、町政運営についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問でございますが、今後4年間の町政運営の目標についてであります。この4年間の町政運営につきましては、4期目の所信で申し上げましたとおり、復興の総仕上げ、子育て支援の充実、移住・定住人口の拡大、人材育成、南三陸のブランド化、交流人口の拡大、地域コミュニティの再構築、エコタウンへの挑戦の8つの柱を中心として、町政運営に当たってまいりたいと考えております。

町政運営の目標については、定量的な指標でお示しすることは大変困難であります。私の強い決意といたしましては、復興事業を確実に完了させ、復興後のまちづくりを見据えて、未来への礎となる4年間にしなければならないと考えております。

次に、2点目のご質問、各地区の均衡あるまちづくりについてであります。まちづくりを担うに当たっては、行政の効率性や公正・透明性を確保しながら進めているところであります。公共施設の配置を例にとりまして申し上げますと、公共施設につきましては、行政の効率性や住民の利便性等を総合的に勘案して設置をしております。結果として、多くの公共施設を

志津川地区に設置をしております。しかしながら、これだけをもって各地区のバランスが確保されていないというのは早計であります。行財政の効率性を確保することは、結果として持続的な住民サービスの提供につながり、これこそが最大の住民サービスであると考えております。今後につきましても、これまで同様、健全な行財政運営に意を用いながら、各地区の均衡あるまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目のご質問であります。三陸道の延伸に伴うまちづくりについてであります。三陸縦貫自動車道につきましては、議員ご承知のとおり、昨年10月に志津川インターチェンジの開通を皮切りに、南三陸海岸インターチェンジが本年3月に、そしてこの12月には歌津インターチェンジが開通いたします。

三陸縦貫自動車道の延伸により期待される効果といたしましては、やはり交流人口の拡大であります。本町と都市部との時間的距離の短縮によりまして、本町への来訪が容易になったことから、本町が沿岸部を訪れる方々の目的地となり、より多くの交流が促進をされ、ひいては交流人口の拡大が移住・定住、さらには二地域居住等を促進するようなまちづくりを行っていきたいと考えております。さらに、三陸道の延伸は、産業面においてもメリットがあると考えており、都市部への輸送時間の短縮により、本町の新鮮な食材をより多くの方々に提供できる環境が整ったと考えておりますので、このメリットを最大限に生かし、生産物の差別化を図る広い事業展開を支援してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、1点目のほうから再質問させていただきます。

今後4年間の町政運営ということで答弁、復興の総仕上げというそういう答弁、あとは昨日の所信表明のそういった柱だったわけですが、そこはわかるわけですが、そこで復興後のまちづくりを見据えるという、そういう町長答弁ありました。そこで、どのように見据えているのか、もう少し詳しくというか、伺わせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には皆さんのお手元に私の所信がお渡しになっていると思います。それをごらんいただければわかると思いますので、それを参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回、また町長、これから4年間、予定では町政を担うわけですが、選挙というか、そういったものは、勝った候補者がいて、敗れた候補者がいるわけです。

そこで、勝った候補者と言ったら失礼なんですけれども、当選されて町政を担う場合に、やはり応援してもらった方たちのことを最大限というか、考えるわけだと思うんですけれども、選挙というのはもともとそういうもので、勝った者、負けた者が明暗ではないんですけれども、そういった状況が得てしてというか、確実に進むわけなんですけれども、これまでの町政運営を見てきますと、大きな柱では、先ほど町長が言ったような答弁のとおり、確実に進んでいるわけですが、それをもう少し詳しくというか、角度を変えてみると、やはり一部と言ったら語弊があるかどうか分からないんですけれども、偏った形でこの町政が運営されているんじゃないかと、そういう思いの方たちが以前は町内いっぱいいました。

人口減少に伴って、そういった方たちは現在の、安倍政権じゃないんですけれども、一部の方たちの利益になるようなそういった町政に嫌気がさしたというのも失礼な言い方かもしれませんが、見切りをつけて泣く泣くこの町を去った方たちもいるかもしれません。しかし、選挙というものは非情と申しますか、そういったものなので、今後4年間、今までのように町長を応援した方たちも大切なんだろうけれども、そのほかの方たちにも目を向けるような町政を担っていくかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は選挙を8回やっております。町会議員の選挙が3回、町長選挙が5回目であります。町会議員選挙のときには、やはり自分を応援した方々に対しての思いというのはやはり強いものがこれは当然ございました。これは議員も皆さんそうだと思います。しかしながら、町長選挙はそうはまいません。町長選挙はそういう形の中で行政運営をすれば、必ず不信感を抱きます。したがって、私、今回の選挙で得票率約70%です。7割の方々は私を信頼していただいている。そういうふうに認識をしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長も結構選挙、3回、5回、多く戦っているわけですが、恥ずかしながら私も昔は選挙好きという陰口も叩かれながら、現在でもそうかもしれませんけれども、私は町長よりも上というわけじゃないんですけれども、少し上の選挙も若気の至りと申しますか、目指した経緯があります。そういった中で、選挙というのは大きくなればなるほど、その受けるものが違います。それは先ほど町長答弁あったように、町議時代と町長の選挙では違う。それは確かなことだと思います。

そういった中でやはり、町長は今の答弁でわかるように、そのような意識がなくとも、普通のと言ったらおかしいですけれども、一般の町民にとっては、やはりある特定、一部の、後

援会とは申しませんが、そういった方たちに重きを置き過ぎているんじゃないかというそういう声も多々あります。それは町長70%を信任を得たと言いますが、選挙結果はたしか3分の1ほどはそうでないというそういう結果にもなっているわけですので、そういった70%を先ほど町長言ったように重視するのではなくて、その残りの30%に対して、町長どのようにこれから町政の運営をしていくのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。反問権。はい。

○町長（佐藤 仁君） これは私個人のためでもありますし、それから特定の方ということ言われているわけですので、そこの疑念を晴らすためには、その特定の方にどういう恩恵があったのか、具体的にお話してください。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ついに新しい議長のもとで反問権が出てしまい、申しわけなく思い答弁させていただきます。

それは具体には、私再三言っているように、当町の例えば商店街、道の駅、そういった旨に関して、あとは福興市、例えば福興市に関しては、ほとんどもう震災から7年、本来ならば町内全部の皆さんがそういったやつに参加して、復興の恩恵を受けられるべきだと思うんですけども、現実的には、例えばこの5年間、福興市に新しく加わった方たち、そういった方たちがいるかどうか。そういったことを確認すれば一番わかると思うんですけども、そういった旨で一部の方たちに対していろいろ、例えば福興市に関してだって、必ず当局の担当の課長は顔を出しているようですし、そういったことから私は一部の方たちの恩恵という思いがありますので、これで納得いけるような答弁になるかどうかわかりませんが、したいと思います。

○議長（三浦清人君） それは反問権ですか。答弁ですか。答弁。答弁ね。町長。

○町長（佐藤 仁君） そういうレベルの話かなというふうに私受けとめさせていただきます。

基本的に、ここには後藤伸太郎議員いらっしゃいますが、後藤伸太郎議員も毎回福興市のほうに顔を出しているということで、これはどういう立場で顔を出しているかということ、地域を元気に盛り上げようというそういう福興青年会の皆さんの心意気で参加をさせていただきます。こういう話をすると大変一部の方と言いますが、基本的に福興市に参加する方々に障害はございません。どなたが参加しても結構です。ただし、福興市に参加して全ての方々が利益を上げるかということは決してございません。人がたくさん集まるときはそれなりの売り上げがあるかもしれませんが、人が集まらないときは赤字になります。そこは経営者の判断とい

うことになります。そういった最初に出ていて、なかなか採算がとれないという方々は、これはあと撤退をします。これは商売としての常です。そこがいいか悪いかというのは、これはどうもその判断の仕方というのは、今野議員の思いというのは私にはどうも理解ができません。新しく参加する方々がいれば、幅広く門戸を開いているのかということではなくて、多くの方々に参加をしていただきたいというのは、福興市の実行委員会の皆さんが常に声をかけております。ですから、そういう観点でいって、その特定の方という考え方、それから思いということについては、私はとても納得できるものではないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 福興市を例にとりましたけれども、町長、町議時代から始まって、以前は商工会青年部、そういったやつがこういった町のイベント等を牛耳ってきました。昨今では福興青年部、そういったあれにかわりつつあるようですけれども、そこに同僚議員も参加しているということなんですけれども、そうすることによって、やはり仲間意識ではないですけれども、特に先ほど町長例にとりましたので市なんですけれども、商売、商売ということで、商売に関して言わせていただくと、商売というのは結局、採算が合わないというあれもありましたけれども、もうけることが大前提、それが商売だと思うので、そのもうけに走っていると、やはりそのほかの大切な部分というか、町政にとっては失っていく部分じゃないかと思うんですけれども、その点に関してどのように。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 全く誤解していると私は思っております。今、青年部の話が出ましたのでお話をさせていただきますが、私も商工会青年部の部長をやりました。3年間務めさせていただいて、我々がやっているのは何かというと、自分の商売に直結することはほとんどやっておりません。ほとんどが地域づくりです。地域にたくさんの方々においでをいただきたいと、そういう活動を展開してきたわけです。そこにはビジネスは存在しません。それとまた仕事は別です。やはり仕事のほうにおいては、これはやはりビジネスですから、これはちゃんと利益を上げることが大前提だというふうに思いますが、それと地域づくりの団体を一緒にして論ずること自体、それはあり得ないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その地域づくりと町長は自分なりに商売別にしているということなんですけれども、やはり一般町民からすると、そこは町長が自分で認識しているような見方には、

私自身も偏見なのかどうかわかりませんが、そのようにしか見えませんので、こういった質問をさせていただいているわけなんですけれども。

青年部初めそういった方たちですと、一応仲間意識、先ほども言いましたけれども、そうするとどうしても、例えばいろいろな質問をした上で、とりあえず1カ所が元気になれば、よそに普及するというそういう考えをお持ちなんでしょうけれども、ところがどっこいと言いますか、商売人というのは、やはり自分のところだけで囲ってしまうというそういう半宿命的な気持ちというんですか、根性というんですか。昔の例で例えると、士農工商というそういう思いの中で私は見ているものですから、そこが何かいまいち解せないところなものですから伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何を言えばいいんだ。今野議員も震災前もそうですが、産業フェアのところに出てコーヒーを販売していたじゃないですか。なぜ今出ないんですか。（「それは反問権ですか」の声あり）いや、結局そういうことなんですよ。多分、利益とれないでしょう。（「いえ」の声あり）だから出なくなった。もし、今だって福興市に参加すれば、参加することは可能ですよ。自分が出店をしないで、人が出店したことをねたむみたいな話は、これはおかしいと私は思っている。どうぞ、どうぞ、福興市にどんどん出店していただいて、売り上げを上げていただければ結構だというふうに思います。

それから、地域づくりの話で今ちょっとお話ししているようですが、どうしても利益に結びつけるとお話ししますが、我々青年部の時代にやってきたのは、母と子のふれあいコンサートとか、いわゆる地域のお母さんとか、子供たちに仙台までコンサートを聞きに行く機会がないので、そういう子供たち、お母さん方のためにコンサートをやろうとか、あるいは冬の南三陸に何かイベントないと、たくさんの方がうちの町においでにならない。そういうことでニューイヤー花火をやったりとか、そこには何らビジネスとか、商売とか、携わるものは何もございません。ただ単に、皆さんに楽しんでいただきたいと、そういう思いで展開してきたわけですので、そこはひとつご理解いただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） これ以上この件について続けていくと、泥仕合と申しますか、そういった面があるので、ところで1件目に関しては、私の偏見かもしれませんが、私のところに来る声としては、やはり先ほど言ったようなある程度の特定と申しますか、そういったところに集中しているようなまちづくりになっているというそういう声もあるものですから、

そのところをある程度認識して、今後4年間町政運営をしていっていただきたいと思うんですが、そのことに関して町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 冒頭申し上げましたように、議員選挙と町長選挙は違います。町長選挙は、町民の皆さん全てに住民サービスをどのように提供するかということを考えて立候補するのが町長選挙です。それで信任を得て4年間の任期をまっとうするというございますので、ご心配には及ばないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まるで安倍首相のような答弁をいただき、1件目の質問を終わらせていただきます。

2点目、続きまして、入谷、歌津、戸倉、志津川各地区の均衡ある発展について伺いたいと思います。

町長先ほどの答弁で、公共施設等の配置、各地区バランスよく余り確保されていないという答弁ありましたけれども、そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公共施設の配置の考え方については、過去に特別委員会等でお示しをして、南三陸4つの地区にというところで説明をさせていただきました。先ほど町長申し上げましたように、志津川地区にどうしても数が集中しがちだということは、これはやむを得ないところのございますけれども、可能な限り地域の状況、事情を配慮した形で配置を考えたというところであります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、1点だけ確認をお願いしたいんですけども、例を挙げると、今回の商店街にできる道の駅、それに附帯する設備がたしか10億近くかかるわけなんですけれども、それに対して歌津地区の商店街の脇にできた1,200万でしたっけ、そういった建物が同じような効能でできたわけなんですけれども、そういったような現実的に不均衡があるんじゃないかと思うんですけれども、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、議員もよく存じていると思いますが、歌津地区には、国費がまず投入されないという大前提がございました。一方、志津川の左岸の市街地整備については、町がなりわい、にぎわい、そこを先行してやるということから、これは区画整理事業と

合わせて国費が使えるという、まずその制度上の違いがございました。

それから、道の駅のところに記念館のようなものということで巨額の建設費を予定しているということですが、これは公園をつくるという大きなプロジェクトの関連の施設になりますし、公園をつくる目的を考えてみれば、最後のとりでは人の命だと、それを守るために祈念公園をつくるということの施設になりますので、そこには商店街とはまた違ったお金の使い方ということを考えていかなければならないというところであります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 商店街のお金の使い方ということでわかりました。そこで、2点目伺いたいのは、先ほど課長の答弁にもあったように、公園自体、人の命を守る、そういうことが当然ありました。そこで、均衡あるまちづくりの復興途上における仕上げの中で、私再三この議場で聞いている各地区というか、戸倉、歌津地区に震災で犠牲になった方たちの手を合わせる場所を、町長も再三答弁であるんですけども、検討しているということなんですけど、今後この4年間の中でどのように検討していくのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、今野議員、前から質問をいただいて、そのたびに私は建設をすとお話ししておりますが、4年で、この4年以内ではその手を合わせる場所、これはしっかりつくるということはここでお話をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、4年以内ということでしたと言いたいんですけども、石巻あたりでは、もう各地区つくられているみたいなので、そのところをなるべく早目にお願ひしたいと思います。

続いて、3点目なんですけれども、三陸道の北進というか、延伸に伴うまちづくりということで、町長答弁ありました。交流人口の拡大、移住・定住、そしてあと産業面での拡大ということがありましたけれども、残り4分なので急いで質問させていただきたいと思います。

そういった答弁をいただきまして、私、今後4年の町政運営では大丈夫だと思うんですけども、三陸のこの沿岸道が整備することによって、さきの衆議院選挙でも区割りが変わりました。そんな中で、町の人たちは復興が進む中でいろいろ税金が高くなった、そういうふうな声がいっぱい聞かれます。このような小さな自治体で、このままで存続できるのかどうか、私はそういう懸念を持っています。そういった中で、もしかするとさらなる合併をせざるを得なくなるんじゃないかとそういう懸念があるものですから、そうなったときのための準備

というか、これは私自身の懸念、その他なんですけれども、そういったところに対する不安はないのか。行政報告のとき、町長に聞いたら、三陸道の延伸はこの町にとっては吉になる、そういう答弁でしたので、そこのところを改めて確認させていただきます。（「税金、何が、何の」の声あり）

○議長（三浦清人君） それはあなたが聞いて、反問。（「いえいえ、反問じゃないですから」「では、この場で言います。時間がちょっと」の声あり）それは税金。（「例えば国保とか」の声あり）国保。（「はあ」の声あり）全ての税金のことを言っているんですか。（「そうですね。税金」の声あり）はい、全ての税金です。（「よその自治体と比べて高くなったということは、みんなに言われるので」の声あり）町長。

○町長（佐藤 仁君） 個別には町民税務課長から答弁させますが、そういった事実は多分ないと思います。要するに、国保税というのは多分ご承知だと思いますが、所得の関係、それから医療費の関係、これで国保税というのは税金の税率が決まっています。そういう観点で国保税は上がったり下がったりということになりますので、これはうちの町がどうのこうのじゃなくて、これはどこの自治体も同じです。今度は4月1日から国保税が県の統一になります。そういう観点ですので、そこは税といってもその辺のどういう仕組みになっているかというのをわかって発言をしていただかないと、ただ単に不安をあおるようなお話はやめていただきたいというふうに思います。町民税務課長から。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 国保税の税率なんですけれども、震災以降上げておりませんので、上がったというのは多分所得がふえたというふうな解釈だと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、先ほどの再合併というか、そういった形に対する答弁だけお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 南三陸町の誕生に向けて、微力ではありますが頑張った人間として、もう一度の合併というのは、私は考えておりません。

○議長（三浦清人君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

通告4番後藤伸太郎君。質問件名、1 ネイチャーセンターの完成はいつか。2 高台での住ま

いの再建について。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきたいと思えます。

質問件数は2件ありまして、この壇上からは1件目のネイチャーセンターの完成はいつかということについて、町長にお伺いしたいと思えます。

4年の新しい任期が始まるに当たりまして、一番最初の定例議会で一番最初の一般質問ということでもありますので、少し質問に入る前にお話をさせていただき時間をいただければと思うんですが、開会初日、きのうですね、たくさん、大変多くの傍聴の方がいらっしゃいました。これは、新しい議会、また、再選を果たした町長、さらにはこの新しい議場、そういったものに対する期待や関心を示すものであるというふうに思えます。

きのうの初日でけさこの議場に来るまでに、既にたくさんの方から叱咤激励をいただきました。ほとんど叱咤でございましたけれども。ただ、その期待や関心に応える議会であるためにも、この一般質問という場は議会議員として非常に重要な舞台であると認識しております。今後4年間も可能な限りこの機会を有効に使っていきたいというふうに思っております。

その上で質問させていただきますが、1件目、ネイチャーセンターの完成はいつかということですが、自然環境活用センター、以前ありました。その取り組みは、自然と共生する南三陸町にとってかけがえのないものであり、再建を期待する町民の声は多くあります。これは決して私の個人的な思い込みではなくて、実際に町民の有志の方々が町長の出前トークを申し込んで、循環型社会の構築について意見交換をしたということは、町長もご記憶のことというふうに思えます。しかし、その再建の場所や再建の内容など、具体的な検討がなかなか進まずに紆余曲折している印象があります。町長は、この自然環境活用センターをいつ復活させるお考えなのか、伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員のご質問で、ネイチャーセンターの完成についてお答えをさせていただきますが、ご案内のとおり、このネイチャーセンターの復旧計画については、八幡川右岸の旧松原グラウンド跡地に計画し、復興交付金を活用して平成32年度までに建設事業を完了する方針としていたところでありまして。しかしながら、予定地の建設に関しましては、復興交付金を活用できる平成32年度まで、八幡川右岸インフラ整備の完

了が不透明な状況であるということに加え、土地の造成費用や外構工事に多額の一般財源を要することから、これらの課題を総合的に勘案し、当初の計画地であります八幡川右岸への建設を断念をしたところであります。

しかしながら、これまで一貫して申し上げてきましたように、ネイチャーセンターの機能につきましても、必ず復旧しなければならないものと考えております。その代替案として、現在は戸倉公民館2階の一部を改装してネイチャーセンターの機能を復旧する方向で庁内において調整をいたしているところであります。

町では、平成30年のラムサール条約湿地の登録に向け、環境省と調整を進めているところでありますが、その活動を主体的に行っているネイチャーセンターは、海洋資源の調査・研究を通し、水産業の振興のみならず、教育や交流人口の拡大にも寄与する、ほかの自治体に例のない機関でもあります。今後は平成31年度中の復旧を目標に、ネイチャーセンター施設や森・里・川・海の地域資源を生かした機能の向上、人材確保に努め、重要な湿地である志津川湾の保全、再生、賢明な利用、交流学习の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ここで昼食のため、休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

一般質問を続行いたします。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、自席から質問に移らせていただきます。

ネイチャーセンターのお話ですが、休憩前に町長からご答弁いただきました。要約するといいですか、確認含めながら聞いていただきたいんですけども、もともとは八幡川の右岸側、志津川地区海沿いのところに再建するという計画だったけれども、断念すると。理由としては、平成32年までとされているその復興交付金を使えるかどうか、間に合うかどうか分からない。それまでにその周辺のインフラ整備が整わない可能性がある。もう一つは財源だというような理由から、八幡川右岸に新しく建物を建てるという計画は断念せざるを得ないと。そのかわり、ネイチャーセンターは大変重要な施設で、当町にとってはオンリーワンといいですか、ほかの自治体に誇れる施設であるという認識から、必ず復旧するんだと。平成31年度中に戸倉公民館の2階、旧戸倉中学校ですね、を使って再建する計画に変更されたと

というような内容で間違いないでしょうか。そうですね。はい。その上でお話をさせていただきます。

その戸倉公民館の2階を使うという話は大変重要なお話かなと思いますので、後ほどちょっと時間を使ってじっくりお話しさせていただくとして、ネイチャーセンターは、その建物といいですか、その機能を再建するということは大変重要だと、私も何度も申し上げております。それは認識していただいていると、我々の訴えが届いているのかなと思う反面、やはりそこを使う人たちが使いやすい施設でなければ意味がないわけですね。ネイチャーセンター準備室だとか、ネイチャーセンター友の会とか、町民有志の団体が実際に再建されたらこういうふうに使いたいねとか、こういうためにこの施設は必要だよねという議論をずっとしてきました。そういった方々への説明といいですか、戸倉公民館を使う、再建するんだと、こういう方針なんだというようなアナウンスがあったのかどうか。それと、そういった方々に今後も引き続き連携していくと、そういう方々を大切にともにつくり上げていくんだというお考えがあるのかどうか、伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初の計画については、今後藤伸太郎議員がおっしゃったとおりでございまして、そういう内容で進めようかということもございしますが、ここ6年9カ月経過したわけですが、肝心かなめの土地が復興交付金を使えるのが32年度までというお話もさせていただきましたが、そこまでに整備が完了するかどうか、全く不透明という状況でございまして。それから、あわせて財源的な問題がございまして、土をどこから持ってくるかということによりますが、町単費負担で少なくとも2億5,000万、多くて4億という単費が必要になってくるということでもあります。

それともう一つは、結果としてこういう話をすると大変失礼なんです、戸倉公民館、公民館としては余りにも広過ぎるというのがあります。あの場所を何とか活用できないかという思いも実はありましたが、現実にこのネイチャーセンターを松原公園のところに断念をするということになれば、そうするとあの広さ、面積等々勘案した場合に、それに耐え得る面積というのは、今戸倉公民館しかないという思いがございまして、しかもあの公民館はまだ新しい建物でございまして、あのまま、今現在も一応展示室とかって2階使っていますが、そういった場所を、展示室は残しますが、それ以外の場所はほとんど今使っていないというのがありますので、そこにネイチャーセンターとして、もともと戸倉にあった施設でございまして、戸倉のほうで復活してどうだということでの流れとして来たということは、前一

度お話をさせていただきます。

なお、当該の方々のいわゆるこのネイチャーセンターにかかわる方々の思いということについて、当然皆さんの思いというのは我々もしっかり受けとめて整備をしていく必要があるというふうに思いますので、これまでのアナウンスの部分については担当の企画調整監のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） それでは、お尋ねの点、戸倉公民館2階でネイチャー機能を復旧させることについて、住民等への説明の状況ということについてお答えいたします。

率直に申しまして、現在のところ、具体的にその住民の方々を集めての説明会等は開催しておりません。ただし、議員おっしゃるとおり、もしその戸倉公民館の2階で復旧させるんだというふうに計画を変更するのであれば、それは戸倉の周辺住民の方々への説明もしかりですし、今まで志津川のほうで復旧させると言っていたことを計画をやるわけですから、そちらの方面の方々にも十分にご説明した上で、地域住民の方々の納得を得た上で最終的に決定するという事は、これは当然でございまして、今後その点については引き続き十分に意を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。その継続して戸倉の皆さんとネイチャーセンターにかかわってきた皆さんと、丁寧に説明をしていくんだという姿勢のようでございます。そこはわかりました。

今、お金の話が出ました。新しく建物を建てると2.5億、2億5,000万から4億、そういったお金が町で必要だということ、その負担をどうするのかということも、これは大変重要な問題だ、厳しい問題だなと思います。であれば、戸倉公民館の2階を使うということになれば、どれぐらいの費用がかかるとお伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 戸倉公民館の改築の費用ということですが、まだ具体の設計には入っておりませんが、おおむねのネイチャーセンターとして機能を復旧させるべく、面積で概算ではじいたところでは2,000万程度かなと。それも一般財源という形では、先ほども町長が答弁したところでございますので、そこは交付金で改修ができないかということで、現在、本日から逆にスタートになっていますが、復興交付金の策定支援のヒアリングに担当のほうが進んでいるという状況でございますので、そういった方向性も踏まえながら関係者に

丁寧に説明を当たりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、場所のお話をさせていただきたいと思います。戸倉公民館以外に候補はなかったのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 候補として何点かありました。1つには、前の診療所ですね。診療所の場所ということが1つと、それから旧の保健センター、下のほう2階建てのユニセフに寄附していただいたあの建物で2つ、それと今言った公民館ということの3つを検討した結果、一番戸倉公民館がふさわしいだろうということの結論に至ったということであります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 旧保健センターもしくは旧診療所を改修して使う場合に、どれぐらい予算がかかるかということは試算は行いましたか。行ったとすれば、どれぐらいですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 担当課といたしましては、試算という部分は後からついてくるものだと思っております。まずはそこが使えるかどうかという視点の中で検討はさせていただきました。ただ、その中で旧診療所につきましては、そもそも仮設の建築物であるということで、32年度までには解体しなければならないといったような制限がございますので、いずれそこに開設したとしても、また新たな場所に移転といったようなことから、なかなかそこには踏み切れないという状況でございます。それと、確認申請も改めて今度は必要になってくるといったような手続論も含めると、そこで再建するのは賢明ではないということから、そこはまず断念したと。

もう1つは、旧保健センターにつきましては、あれは本設の建物らしくて、そこでのということも検討したんですが、機能を再開するに当たっての面積が不足している。それと、一つ一つ入り口から階段も含めてなんですが、非常に狭いと。改修するには大規模な改修をどうしてもやらざるを得ないと。

それと、戸倉公民館につきましては、水回りの整備は必要になりますが、一定の間仕切り程度を行えば、再開のめどにはこぎつけられるといったような有利性も踏まえて、戸倉公民館といったような結果に現在のところはなっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、戸倉公民館に関して、少し詳しくお話しさせていただきたいな

と思うんですが、議論させていただきたいなと思いますが、まず、戸倉公民館を使うという決定は、いつ、誰がなされたんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ここに初めてお話ししてまして、機関決定は実はまだしてございません。後藤伸太郎議員から一般質問がありましたので、答弁も当然しなければいけないわけですので、どういう場所がということいろいろ担当課含めて議論をして、今農林水産課長がお話ししましたように、面積等を含め、それから継続してそこで展開できるかというのを含めて議論してまいりまして、基本的には戸倉公民館というのが一番ふさわしい施設になるだろうということでのきょうの答弁に至ったということでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 質問したかいがあったなと思います。伺った後に、ではどうするべという話になったのであれば、できればその前にしっかり検討していただきかったなと思いますが、議論が起こっているということは非常に重要なことだろうと思います。

では、一つ一つ聞いていきますが、予算、お金の話はまだ具体的な設計もしていませんしというお答えでしたので省略させていただきますが、戸倉公民館を例えば使うとすれば、公民館として今使っていますから、そこへの影響、スペースを使うことによつての戸倉の皆さんが例えば不利益をこうむるとか、使っていた場所が狭くなるかということはないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） ただいまのご質問については、利用状況についてお答えしたいと思います。

現在の戸倉公民館、29年度の利用状況ですと、今のところ1階部分が結構な利用、1階が中心となった利用になってございます。そしてあと、2階については、伝統芸能練習室で水戸辺の鹿子躍の練習会を開催されている状況でございます。あとその他の防災学習室、あと研修講義室というその条例上で皆様に利用される場所としては、件数としては少ない状況になっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 現在の利用状況はわかりました。影響はありませんかという質問です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 2階を継続して使っている水戸辺鹿子躍の皆さん、練習場として使っておりますが、それは2階の海側のほうの場所になっておりまして、そこまで使う予定はございませんので、あそこの利用者の方々に影響を与えるという懸念はないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 戸倉という立地条件といいますか、地域柄といいますか、もともとその自然環境活用センターは戸倉地区にありました。今、そこはビジターセンターが建っています。その地理的な利便性といいますか、利用しやすい環境にあるかどうか、それは町長としてどう認識しているかということと、近くにビジターセンターがあると。志津川に例えば離れた場所にネイチャーセンターがあつて、ビジターセンターがあつてということであれば、お互いのすみ分けというのは自然にうまくいくのかなと思いますが、車ですぐのところと同じようなと言ったらあれですけども、やはり自然環境を生かすんだという施設が並んで建っているというのは、町としてどういうふうな考えがあるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ビジターセンターと、それからネイチャーセンターの機能は、基本的に違うというのがございますし、それからあわせてそういった施設、似通ったといいますか、ある意味海を勉強するとか、あるいは海で遊ぶとか、そういった施設が近くにあるということと、それからもう一つは、すぐ近くにまた自然の家があります。ですから、そういった3つの施設が大体が海を体験するとかという施設がある意味戸倉地区に固まっているというのは、機能としては、私はそちらのほうがいいのかなというふうに思います。

それから、あわせてご承知のように、45号線と398号線の交差する場所でございますので、機能的には大変交通の要衝の地にあるというふうに思っておりますので、場所的には私は問題ないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。先ほどもちょっと触れまして、企画調整監からお答えいただきましたが、施設としては使えそうだと、お金もそれほどかからなそうだと。町としては、あの位置にあるということも一定程度優位性があるんじゃないかというご判断のようです。

では、その住民との合意形成、地元の皆さんと説明したり、ご案内をしたりという作業は今後出てくると思いますが、まず、どうやって合意形成をつくっていくつもりか、お伺いして

みたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） そうですね。今、私の考えだけで申し上げてよいのかどうか、ちょっと判断に迷うところではございますが、そのような説明をする場といたしまして、一義的に考えられるとすれば、まちづくり協議会の場で丁寧にご説明をして納得いただくということが一つではありますし、また、まちづくり協議会が既に解散してしまったような地区でありますれば、そこは行政区長さん等々に丁寧に説明していくということになっていくかと思いますが、その点も含めまして何が適切か、十分に考えた上で行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 少し意地悪な質問をしたいと思いますが、今のようなお話で地域の合意、同意は得られるとお考えですか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） お答えいたします。

合意が得られるように努力をしてみるのが務めであると、このように感じております。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 非常に模範解答ありがとうございます。

では、お話しさせていただきたいのは、その戸倉公民館が消極的に消去法で残った施設なんだという捉えられ方をしかねないというか、そういうふうを受けとめられても仕方ないのではないかというような現状があるように思うんです。先ほど町長がちょっと触れたように、戸倉にあること、その場所にあることが、この町、南三陸町全体にとっていいんだというような、やはりポジティブな内容がなければ、地域の方もどう使っていいのかわからないと思いますし、そこを使いたいと、今後活発にそこを拠点にして南三陸町の自然の豊かさであるとか、子供たちの学びの場にしていきたいと思っている方々にとっても、「何だ、しょうがなく仕方なくそこにしたのか」ということであれば、何でそこにしたんだという議論がいつまでもくすぶってしまうと思いますので、そこを払拭していただきたいなと思って、あえて「意地悪な質問ですが」と申し上げて、前置きした上でお答えいただいたわけです。

今の模範解答では、企画調整監が悪いとか言っているわけではなくて、今の段階で答えざるを得ないのかもわかりませんが、もうちょっとやはり踏み込んでやっていただきたい。なぜ

ならば、今までもこの議論はやはりずっとやってきたからです。町民の皆さんも町長を直接呼んで、「町長来てけさいん」と言って、「ほらね、必要でしょ」と、「できたら我々使いますよ」とプレゼンをしたわけですよ。それに対する回答としては、不十分かなと思います。すが、すごいうなずいて聞いておられますが、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 消去法という意味合いでとられると、ちょっと心外な部分があるんです。基本的にはやはり当初は松原公園という考えがありましたので、結果として消去法みたいな形になってしまいましたが、松原公園がだめになれば、当然ある意味第1候補として上がってくるのは、必然的に昔あった戸倉地区というのがどうしても第1候補として上がってくるのは、これは自明の理かなというふうに私は思っております。

いろいろ先ほど選択肢でこうだ、こうだと面積の問題とかといろいろありましたけれども、基本的にはやはり戸倉地区にあった物をいわゆるついの住みかではありませんが、いわゆる本設という形の中で復活させるのであるならば、戸倉というのが私は適切かというふうに思っておりますので、積極的に私は戸倉というのが、例えば松原がやめになりましたのでね。だったら、あとは戸倉というのが私の思いとすれば一番強い場所です。

そういう思いも含めて、先ほどお話にありましたように、ネイチャーセンターを復活させたいという町民の皆さんが結構いらっしゃるわけですよ。そういった方々の思いに応えるためにも、皆さんにはあの方々にもご説明をしなければならぬし、意見も聞かなければならぬと思いますし、それからあわせて一番は、戸倉地域の住民の方々にこういう思いで我々はこの地に帰ってきますということのご説明はしたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。これはまだ最終的な決定ではないと、今後検討していくんだというお話のようですので、また、質問の一番最初、大事なことはいつかということをお伺いしました。これは再確認になりますが、平成31年度中に場所はまだ検討の余地はあるのかもしれませんが、今のところ戸倉公民館を第1候補として再建を進めていくと、そういうスケジュールで進めるんだという町長のお考えで間違いありませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど農林水産課長がお話ししましたように、これから復興交付金が使えるかどうかというのは、その辺の交渉に入っております。それが決定になれば、当然今度は同時並行で設計もしなければいけない。そして工事に入っていくということになります。

ので、少なくとも1年間ちょっとぐらいは時間がかかるだろうというふうに思います。そうしますと、どうしても先ほど答弁でお話ししましたように、31年のいつかと、早い時期になるのか、あるいは中間ぐらいになるのか、あるいは遅い時期になるのかわかりませんが、基本的には31年中にはあの場所に復活をさせたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） もう1つ、あれはラムサール条約のときじゃないな、戸倉公民館のそれこそ開所、オープンのときだったと思うんですが、寄附を大変いただいて、戸倉の地域の皆さんにこの伝統ある中学校の跡の施設でありますから、皆さんにぜひ使っていただきたいと、そうすることでその中学校は再編編入と、合併といいますか、合同になるということにはなりましたが、地域の魂はそこに息づいていくんだというようなお話があったと思います。その皆さんへの説明というのも必要になってくるんじゃないかなと思います、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 戸倉中学校は、基本的には震災以後、大変戸倉地域が随分傷められましたが、震災後のあの地域のやはりシンボリックになる建物というのは、戸倉公民館だろうと私は思っています。したがって、あの戸倉中学校が志津川中学校に統合なった際にも、そういう後藤議員がお話ししたような私もお話をさせていただきましたが、このときにはあそここの場所にもう一回戻っていくということになれば、基本的には戸倉の皆さんにとってはある意味ご理解をいただける施設だろうと私は思っております。いずれ、丁寧な説明はしっかりやりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ドイツへの説明は必要ないですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かにドイツから4,000万を頂戴いたしておりまして、そういった観点では落成式の際にドイツの大使館の方にもおいでをいただきました。「立派に改装になりましたね」というお言葉も頂戴しましたし、そういった経緯、経過を考えれば、当然ドイツ大使館の皆様方にもその辺のご説明はしなければいけない。そういうふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。ネイチャーセンターについてさまざま、ちょっと細かいところまでお伺いさせていただきました。総じて、今意見を交わさせていただいて質問す

ると、あちらこちらから手が挙がると。いろいろな部署の皆さんが所管しているんだというふうに思いました。改めて。それで、改めて再建される施設であるのですから、しっかりと魂のこもったといいますか、町にとってやはり誇りとなる施設であろうと思います。その復旧・復興を超えて、南三陸町も被災地だからという話ではなくて、この町はもう代々ずっとこういう自然とともに歩んできたんだということを大いに発進していただく施設であると思いますので、より今議論させていただいたことも含めて特段の利活用については配慮といいますか、鋭意取り組んでいただきたいなということ、これはちょっとお願いになるかもしれませんが、恐らく町長もそういうお考えだろうと思いますので、再度確認させていただきますが、一問一答ですが、ついでですので、最初の答弁の中でラムサール条約の話が出ました。ラムサール条約の登録がいつごろになるかということと、そこについてネイチャーセンターが果たす役割、大きいか、小さいか、お答えください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前から自然環境活用センターの機能というのは、全国でもほかの自治体には例のないそういった施設でございましたので、東京を含め、仙台含め、多くの大学生、高校生がおいでになって、南三陸町志津川の生態系を勉強してきたという場所でございます。それを復活させるというのは、町としての使命だと私は思っていましたので、時間はかかりましたが、ネイチャーセンターを改めてもう一回復活できるということは、これはまさしく先ほど後藤議員おっしゃったように、オンリーワンの部分でございますので、しっかりとこれは再生をしたいというふうに思っております。

それから、何だっけ。ラムサールは来年の10月のドバイの会議で決定をするということになっております。ですから、ラムサールが登録申請になれば、これはまさしく南三陸にとって環境を勉強するんだったら南三陸だと言えるような、言ってもらえるような、そういうラムサールの登録になるだろうというふうに、したがって南三陸としては大変ラムサール条約の登録になれば、これほど願ったりかなったりということはないというふうに私は思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 以上で1件目の質問を終わります。

続いて、2件目の質問をさせていただきたいと思います。これも町長にお伺いいたします。

質問の内容といたしまして、高台での住まいの再建についてお伺いいたします。

職住分離による高台の整備が終わりまして、災害公営住宅、防災集団移転団地の一般開放が

始まっております。つまり、その住まいの再建というのは、単なる住居、家屋の建築と、新築という段階から、高台でどのように町民の皆さんが暮らしていくのかということを考える段階にステージがかわっていつているんだらうということだと思います。

その状況を踏まえまして、今後の住環境の整備における懸案事項は何でしょうか。町長に伺いしたいと思います。

このままでは質問がちょっと漠然としていますので、4つに論点を整理して伺いたいと思います。

1つは、一般開放における町外からの移住者という方々の状況、それから団地における空室・空き区画の状況は現在どのようになっていますでしょうか。

2点目としまして、従業員寄宿舍、または一般のアパート建設、これの申し込みは今のようになっていますでしょうか。

3点目といたしまして、最後に完成した志津川3団地を結ぶ高台連絡道路の完成時期はいつごろと見込んでおられますか。

最後、4点目といたしまして、その高台を初めとする行政区の再編に当たっての懸案事項は何でしょうか。町長に伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと答弁長くなりますので、ご了承いただきたいと思います。

2件目のご質問、高台での住まいの再建についてお答えをさせていただきますが、まず、1点目のご質問であります。一般開放における移住の状況、空き室・空き区画の状況についてであります。ご承知のとおり、移転希望者の意向の変化等によってあきが生じたために、移住・定住の促進、さらには産業振興に資する活用方法を主眼とした一般募集を実施いたしているところであります。災害公営住宅につきましては、平成29年3月に8団地738戸の整備が完了しており、平成29年11月末現在の入居世帯は666世帯となっております。内訳といたしましては、被災者の方の入居が632世帯、一般の方の入居が34世帯となっております。また、一般募集により入居された方の内訳としては、町内在住の方々が9世帯、町外からIターン、Uターンの方々が25世帯ということになっております。現在は、72戸が空き戸となっておりますが、そのうち47戸を一般用として2回目の募集を行ったところであります。

一方、防集団地ではありますが、平成28年12月末で町内20の団地、827区画の宅地が全て完成し、本年8月末時点で113区画のあきが生じ、国との協議が調った97区画について、第1次一般募集を9月19日より10月20日までの期間で実施し、28区画について決定をいたしてござ

す。この28区画の内訳といたしましては、町内在住者の方々が15区画、町外からのIターン、Uターンの方々が7区画、集合住宅用地としては3件6区画となっており、移住という観点から見ると、町外からの方々は7区画となっていることから、一定の成果があったものと思っております。

また、第1次募集につきましては、近々に住宅建築を予定している方を優先し、1年以内に住宅を建築する計画のある方に限り募集を実施いたしましたが、第2次一般募集では、1年以内の条件を緩和しました。将来住宅を建築する予定のある方々も対象としております。

次に、2点目のご質問、従業員寄宿舎、アパート建設の申し込みについてであります。一般募集の状況につきましては、1点目でお答えをさせていただいておりますので、従業員寄宿舎及びアパートの募集に至った経緯についてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、町では、町内の被災者向けに戸建て一般住宅の建築用地を整備してまいりましたが、住民の再建意向変化等により空き区画が発生していることから、移転促進区域の方々に対し、再募集を継続してきたところであります。しかしながら、参加対象者のさらなる申し込みは見込めないこと、また、町内事業者から従業員宿舎やアパートの建築用地を望む声がありましたことから、移住・定住の促進、さらには産業振興に資する活用方法を主眼として、従業員宿舎並びにアパートの建築も可として一般募集をしているところであります。

続いて、3点目のご質問ですが、高台連絡道路の完成時期についてであります。ご承知のとおり、中央地区の国道45号から志津川中学校付近までは完成形として供用を開始しておりますので、残る区間についてお答えをさせていただきますが、まず、東地区についてであります。沼田ふれあいセンターから国道45号の区間につきましては、平成30年、来年ですが、4月下旬の供用開始を予定しております。沼田ふれあいセンターから町道東浜中央線の区間につきましては、沼田1期仮設住宅の撤去後の施工となりますことから、現在入居されている方々の再建先が決まった後に調整をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、中央地区の志津川中学校付近から国道398号交差点までの区間については、現在のところ暫定形で供用をしております。当該区間に関連する県施工の新設国道398号の完成は、平成30年度中旬を予定としていることから、当該区間の供用開始につきましても平成30年度中旬を見込んでおります。

最後に、西地区の新設国道398号から志津川西地区東団地の区間につきましては、国道398号迂回路が現在横断をしております。新設国道398号完成後の工事着手となることから、平成30

年度末の供用開始を見込んでおります。いずれの区間につきましても、事業間調整を密に行い、早期供用開始に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、最後になりますが、4点目のご質問、行政区再編に当たっての懸案事項についてお答えをいたしますが、町では、住まいの再建などに伴い新たな自治組織の形成もなされる現状に照らし、町としての案をお示ししながら、地域住民の皆様と行政区の再編に向けた協議等を進めているところであります。これまでの協議の場において、その調整に特に時間を要する事柄といたしましては、集会施設の維持管理を含め、新たな行政区における共通の経費の分担のあり方といったことが挙げられます。真新しいコミュニティ形成の場合に限らず、調整し解決すべき課題はその地域ごとにあらわれるところでありまして、行政区の再編が将来にわたる自治組織の枠組み、その諸活動に大きく影響すること、さらにはより高齢化も進む今後の自治組織運営も視野に入れつつ、関係する地域住民の皆様のご意見を丁寧にお伺いするなどし、可能な限り早期の課題解決、行政区再編に向けて引き続き対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 大変丁寧にご説明いただきました。4点に分けて質問させていただきましたので、再質問のほうも1点ずつ順番にお伺いしていこうかなというふうに思います。

まず、一般開放における移住の状況とか、空き室・空き区画の状況ですが、今具体的な数字を上げていただきまして、お答えいただきました。特に災害公営住宅に関してなんですけれども、ちょっと確認させていただきたいなと思うのが、一般開放の募集が始まった時期というのはいつからだったか。今までどれぐらいその募集の期間があったか。防集団地に関しては、ことしの9月からということだったと私は思っているんですが、それで間違いないか、その今まで一般開放の募集をしていた期間というのはどれぐらいあったのかということをお伺いして確認したいんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） どっちですか。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1回目と2回目、2回ほど実施をしております。基本的には8月と11月に2回です。募集期間は2週間ということで、8月16日のお知らせ号で募集をお知らせをしていますし、11月も16日のお知らせ号でそれぞれ広報、それからホームページ、フェイスブック等で広報しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一般開放がされたのが、ことし入ってのその8月が一番最初だという

認識でよろしいですかね。大丈夫ですね。わかりました。

始まったばかりですので、それをもってその移住がどうだとかということは、話をするのは難しいのかなと思うんですけども、移住を希望されている方というのは、正直言えばやはり震災直後の混乱期はほとんどありませんでしたが、その後、たくさんの方にボランティアに来ていただいたりとか、交流が生まれて、来てもいいかなという方がいらっしやった時期というのは、もうちょっと前だったのかなとやはり思います。今の時期からでも始めること自体は意味が全くないとは申し上げられないと思いますので、大切かなとも思いますが、ここまで今の時期になってようやく募集が開始できたというような背景ですね。簡単にで結構ですので、もう一度振り返ってご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと振り返ってということなのですが、今、後藤議員おっしゃったように、うちの町にボランティアで登録のあった方々、15万人ぐらいいらっしやいます。当時震災後、皆様熱い思いでうちの町に駆けつけて支援をしていただきました。ですから、そういう意味におきまして、当時ですから本当にIターン、Uターンもたくさんの方々がいらっしやったのかなと思います。残念ながらお住まいをいただく場所が少ないということで、当時おいでになった方々は長期いる方々はテントあるいはシェアハウスということで、たくさんの皆さん方がお住まいになっていろいろ支援をしていただきました。

随分6年目の中間になりましたが、6年になりましてやっとその普通の住みかといいますか、お住まいになれる場所が提供できるということになりまして、本当は昔はもっと前だったら、もっともっとたくさんの方々が来たというふうに思いますが、それでも災害公営住宅では25の世帯の方々がIターン、Uターンということでおいでをいただけたということ、一定の成果としてはあったのかなというふうに思っております。

なお、補足として、建設課長からも答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅につきましては、被災者のための住宅ということで、被災者の方が全て入居し終わった後に、一般の方の入居が可能だというのが国の見解でございます。そのため、これまでまずもって町民の方を中心に入居者の登録と、それから入居の促進を図ってまいりました。しかしながら、東日本大震災で罹災者であれば、自治体の枠組みを外しても入居ができるという状況がございましたので、県のホームページを使いながら、それから町のホームページもそうですけれども、町民に限らず入居ができるということを広

報してきたわけでございます。

その中で、実は町民の中にも、再建方法として災害公営住宅を希望されているんですが、なかなか申し込みをされない方がつい最近までいらっしゃいました。その方たちの意向を再確認をして完全な数字を把握しないうちに、一般開放はできないだろうということがございましたので、まずもって8月にはある程度の数を勘案しながら、46戸だけの一般開放をさせていただきました。

11月のその3カ月の間に、また意向が不確定またはよくわからない方たちを再度精査をさせていただいて、その結果、72戸実は空き家がございますけれども、うち25戸だけは残しておきまして、確実に一般募集ができる47戸について、11月に再募集をかけたという状況でございます。47戸の募集に対しまして、現在40世帯の申し込みがございまして、うち30世帯がIターン、Uターンの世帯となっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。1点目につきましては、今、町長の最初のお答えの中で、1年以内に住宅を建設する計画のある方が対象だというような1次募集でした。募集に関してですね。これが必要でしょうかねという話をしようとしたんですけれども、2次募集では外して、将来建てる希望のある方というふうに緩和されているということですので、そこは了承いたしました。

もう1点だけ、移住相談窓口と、当町に移住を希望されているUターン、Iターン、私、Iターンというのはターンしていないからどういう表現なのかなと思うんですけれども、そういった方々、一般的に言われる皆さんが相談に来た窓口として、窓口とその防集団地、災害公営住宅の募集というのがリンクしてご案内できているのかどうか、その取り組みをちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。最初に、町長。そして、振らいん。

○町長（佐藤 仁君） 詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 建設課、事業課だけでなく、我々企画、それから推進室のほうで移住相談窓口という窓口を各課に設けております。相談窓口のほうには、町の募集要項なり考え方を担当のほうから説明をし、それぞれが相談があった場合に、町の現在の一般開放の状況をその窓口のほうからも周知をさせていただいている。そういう状況であります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 済みません。1点目終わろうかなと思ったんですが、ちょっと聞き漏らしがありまして、数字がたくさん出てきましたのでちょっと確認しそびれたのですが、現在、現在というか、入る見込み、決定しているということも含めてで結構なんですけど、災害公営住宅に今空室がどれぐらいあって、それがどれぐらい埋まっていて、防集団地の空き区画がどれぐらいあって、どれぐらい埋まっていてということ、ちょっと整理して数字を出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅につきましては、738戸建設をしております。そのうち666戸が現在入居者がいるということで、72戸について現在空き戸となっております。そのうちですけれども、19戸につきましては、部屋の決定をされているんですが、まだ入居をされていない方が6戸ございます。それから、再建意向が災害公営住宅となっておりますが、まだ申し込みをされていない方が13世帯ございます。それと、残りの6戸でございますけれども、災害公営住宅の経営、経営という言い方が適切かどうかわかりませんが、経営という考え方をすれば、100%入居が多分望ましいんだろうと思いますが、公営住宅の一つの役割として、セーフティーネットという考え方がございます。万が一、災害等、それから火災等があったときに、町民の皆様の住居を確保するという役割がございますので、一定程度空き室として常時確保する必要があるかと考えてございます。その空き室を6戸設定をしております。現在25戸は一般開放していないという状況でございます。今回47戸を一般開放の対象としてございます。それに対する応募者が40戸、40世帯ございました。

ただ、今回部屋ごとの募集でございますので、重複が8世帯、8戸ほどございますので、実数とすれば32戸、2世帯プラスアルファ前後の入居者になるかと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 余り数字をだらだらと言うとわけがわからなくなると思うので、私は簡潔に申し上げます。

827の住宅地をつくりまして、あきが現在86区画ございます。第2次公募といたしまして、現在69区画について公募をしております。この86マイナス69につきましては、志津川の西団地、そして志津川の東団地の北工区、これにつきましては残土の処理が終わっておりませんので、工事が全部、要は面整理工事の主たる部分が終わらない限り、一般公募はできないという制度でございますので、これにつきましては終わり次第ということで、この17についてはそういった理由でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 数字を聞いたのは私ですので、お答えいただけて構わないんですけども。

では、2点目にお話を移させていただきます。この2点目が重要なと思っています。

1件目の答えの中で、従業員寄宿舍またはアパートの建設を認めますというような決定があって募集がされて、3件の応募があって、2つつながっている区画がそもそもその1件の応募要項ですので、区画で言うと6区画に申し込みがあったと。そうなった経緯に関しては、空き区画の有効活用を図るためにずっと再募集、誰か入りませんかと訴えかけ続けていましたが、なかなか全部は埋まらないと。さらには、町内の業者の方、その従業員を雇っていらっしゃる方ということだと思うんですが、方々からもそういうものを高台に建設してほしいというような要望があって、そういった流れになったというようなご説明がありました。

ただ、防災集団移転の団地内に、宿舎だとかアパートだとかがつくっていいよというのは、これも先ほど1件目の質問でネイチャーセンターっていつ、誰がどこに決めたんですかという話をしましたけれども、その防集団地にアパートを建てていいよという話は、どこから出てきたのかなと。非常に寝耳に水といいますか、青天のへきれきといいますか、そういうことが可能だったかしらと、募集要項を見たときに思った経緯があります。

ですので、その要望があった。あいている土地がある。じゃ、アパートでもいいかというのは、一般論としてはわかりますけれども、非常に特殊な防災集団移転の団地ですので、そこに至るまでにはさまざまな制約であるとか、踏むべき段階というものがもっとあるのではないかなと私個人としては思うのですが、なぜそのような決定になったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。町長。

○町長（佐藤 仁君） そう決まる経緯につきましては、担当の課長から答弁させたいというふうに思います。

ただ、これ、一つお話ししておきたいのは、震災後、町内の事業者の方々は、まさしく人手不足という大変な大きな問題に直面してございます。そこで一番問題になっているのは、住む場所がないということが、非常にこれが雇用を確保できないということの大きな1つの要因にもなっているということなので、そこが一つの今回の至った経緯の一番大きいところかなというふうに思います。それから、空き戸のままに、空き土地のままにしておくわけにはいかないというのも、これもあります。あと詳細については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 本件につきましては、さかのぼるわけですが、平成26年の国の通達で、復興の用に資するというようなことが認められれば、一般の宅地化については問題はない。ただし、そこに至るまで十分な被災者への周知を図ることというような制度上の側面はそこであります。町としましては、これまでもやはり人手不足というところ、それから人口減少というテーマを掲げながら復興を進めてまいりました。防災集団事業で、まずは個人の住宅再建を最優先だということで、復興事業を推進課が中心となってこれまで被災者の方々と何十回となくいろいろな話し合いをさせていただいた。その中では、2区画続けて使いたい、あるいはお店をちょっと持ちたいというような個別のいろいろなニーズがあったわけであります。しかしながら、区画を整備する以上、やはり被災者の住宅用のためという趣旨を当初は貫いてまいりました。しかしながら、宅地ができて約1年近くということになると、そこに空きが出た場合には、町としては何らかの形でその空き区画をやはり埋めなければならないというようなこともあわせながら考えてまいりました。

そのときに、かねてから引きずっていたこの雇用の問題、特に隣の市から通っておられる方で、地元には宿舎があればなというような声もたくさんございましたし、やはり何と言っても29%という国勢調査の人口減少、この数字が非常に重くのしかかっていたということもございまして、ことしになって集合住宅等の建築等について決定をしたというようなところが背景であります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 理由はわからないでもないといえますか、空き区画がある。先ほども言いましたけれども、それで町内の業者の皆さんの従業員用に充てる宿舎を建てる場所がない。では、防集団地もいいよね。単純な話、わかるんですけども、ずっと今まで断ってきたわけじゃないですか。参考資料の中にも、何年だったか忘れましたが、数年前に仮設住宅を従業員宿舎として使わせてほしいという要望が実際ありました。陳情として上がってまいりました。それは難しいんですというようなお話だったり、今まではだめですよと言っていたのが、この期に及んでと言ったらいいんでしょうかね。なぜ急に今になって大丈夫になったのか。そこのからくりがちょっと知りたいなと思います。

また、やはり今の時期にという部分と、地域に住んでいる皆さんへの説明もないままに、アパート建てられることになりましたので、誰か建てませんかという募集が先に来るとするのは、非常にやり方として乱暴なんじゃないかなと思うんですけども、乱暴ではないですか

ね。どうお考えですか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。

まず、プロセスについて、拙速に過ぎないかという観点、あと、そもそも高台にアパートとかという話は最初なかったんじゃないのというご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、実は平成24年のまちづくり協議会の高台部会において、こういったお話がございました。低地部のほう、大分被災して災害危険区域ということで高台にしか住戸、住宅に限られるよねと。住宅に限らず、将来を見越した形でアパートとか、そういったUターンとかの方を見据えた土地の造成をすべきなんじゃないのという意見があったというのは、部下職員から確認をしております。それに対しまして、当然津波復興拠点整備事業あるいは防集事業という事業でやる限りにおいて、被災した方々のための宅地以外の宅地については、これはできないんだよというような意見のやりとりをしたというのは、しっかりと覚えているということをお私まず確認しております。

多分ですね、多分という言い方は大変恐縮なんですけれども、そういったことからして、アパートって建てられないんでなかったのというような話になっているのかなというふうに、これは推認いたしております。これがまず1点目。

そして、次に2点目なんですけれども、手続の関係でございます。公募手続、我々の課になっている関係でご答弁申し上げますが、本件につきましては、被災したところ2戸、2区画つながっている部分について、アパートも可ということで公募条件を整理して公募をさせていただいたというところでございます。手続等につきましてはなんですけれども、私もちょっと自問自答はいたしました。どこにどの区画、どの2戸つながっているところに来るかわからない限りにおいて、来るかもしれないよという説明というのは果たして妥当なのかなというのがちょっとありました。結果なんですけれども、結果、公募によって入ることとなった方が集合住宅である限りにおいて、部下に連絡をしてくれということで指示をいたしました。その結果、うちの職員が連絡をさせていただいたことに対して、いろいろなご意見をいただいているというのが現状であります。

乱暴に過ぎるのではないかという部分のお話につきましては、これは私、公務員として真摯に受けとめさせていただいて、反省すべきは反省をしながら今後に生かしていきたいというところなんですけれども、いずれ今ご懸念をいただいている方々に対しましては、町といたしましてもしっかりと経緯とか町の考えも含めて説明をさせていただきたいというふうに考

えております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今までのその高台団地の考え方からの変更なのかなと思っていましたので、その制度上の仕組みとか、今までとの経緯をちょっと明らかにしたくて、今質問をさせていただきます。

もうちょっと細かいところを何点かお伺いしたいと思います。まず、アパートであるとか、寄宿舎を建てるに当たっての高さ、建物の高さ等の制限というものはあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 高さにつきましては、志津川地区においては決まっております。高さにつきましては10メートルということで決まっております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） その従業員寄宿舎であるとか、アパートであるとかに、外国人の方が入居されるということは想定しておられますか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 可能性としてはゼロではないと当然に考えております。ただ、ちょっとお話しさせていただきますが、公募の条件の中で、国籍とか民族等々の一定の縛りといえますか、そういうことを縛りを設けるということは毛頭考えられないということで、今回公募条件にそういったことは載せてございません。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 要は、高台団地に自分のついの住みかをようやく建てられると。自分のおうちを建てたと。そうしたら、ある日隣に大きなアパートができると。高さの制限は10メートルというのは、大分制限としては低い制限だと思います。本来であったらもっと高い建物を建てられる制限があるでしょうから、その中で10メートルに抑えているというぐらいの表現だと思います。ただ、逆にその制度として、例えば日本人しか入居できませんというような縛りを逆につくるほうができないよねという今のお答えもわかります。それらを踏まえて、地域の住民の皆さんへの説明、ご案内というのは丁寧に行われているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 1次の公募が終了したのが10月でございます。町として決定をしたのが11月ということでございます。私も指示しましたけれども、ここに集合住宅が建設されるという見通しがありますという連絡をしたのが、私の指示が遅かったんですけれども、

11月の下旬ということでございました。早い、遅いというのはいろいろご意見あろうかと思えますけれども、現在、今週の日曜日に説明を聞きたいという方々がおいでになりました。昨日もおいでになったということでございますので、町としてはそこに建築される予定の事業者の方と一緒に、ご懸念されていることに対して誠実に丁寧にご説明、意見交換をさせていただくというのが必要なのかなというふうに思っております。それもその時期も、そう遅くない時期にというのは必要だろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 誤解のないように申し上げたいんですけれども、その従業員寄宿舎をつくるとか、アパートをつくるということにすべからく反対しているわけではなくて、今の議論の中で明らかにしたかったことは、アパートを建てられますよというふうに決まった、変更になった、方針転換したと私は捉えているんですけれども、そうでないというのならそうでないと言っただけならばと思うんですが、その決定のプロセスが不透明過ぎないかということです。1点目。

それと、早過ぎませんか。要は、先ほどまでの議論と逆になるんですけれども、その早くつくってほしいという要望が出たときは、いつまでやってもつくらなくて、高台団地ができてようやく落ちついてここに住めるなという人たちが腰を落ちつけたタイミングに間髪入れず、アパートをつくれるようになりましたというのは、ちょっと早過ぎませんかというか、どうしてそんなに急いだんですかという疑問が起こるのが2点目。

それと、やはり手順ですよ。その住民の皆さんにまずそういうふうの方針転換したいんだけれども、よいですかと、この団地の皆さん、ここにアパート建ってもいいですかと説明がまずあって、よしと、いや、それは町の復興のために仕方ないよねと、従業員足りなくて困っているという人たちがいるんだから、それはどこかにつくらなきゃいけないね、じゃあうちの団地につくっていいよという了解を得て、初めて募集がかけられるものなんじゃないかなというのが、素人考えかもしれませんが、私が率直に思う疑問点です。今のような質問というか、疑問に対して、どう説明していくおつもりでしょうか。逆に、お答えがあるんだったら、この場でお伺いしたいと思うんですけれども、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 従業員の不足の問題については、今始まったことではなくて、ずっと震災後言われてきた懸案事項であります。ご案内のとおり、いまだにまだまだ人手が足りないと、住まいがないということについての課題については、ずっとこの南三陸町として抱えて

きた課題であります。今、すぐにとのお話でございますが、基本的には高台で造成が終わって、一般の皆さん方の被災者の方々が最初ですが、その次に一般開放して、その後にあいた土地の部分について、やっとそのアパートが建てられる環境そのものがまず整ったということが一つだというふうに思います。

やはり今、後藤議員がおっしゃるように、その団地に自分がついの住みかに入った。そのすぐ隣にアパートができるということについての不安感といいますか、そういうのは私も理解はできます。ただ、その辺の説明のあり方ということについては果たしてどうだったんだということは、こちらのほうでもしっかり検証はしたいというふうに思います。

いずれ、私の答弁で不足分については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、方針の転換、要は高台に当然皆様は、戸建て住宅がお隣さんとか前後建つものだと思っていた。そこに集合住宅ということになると、唐突感、違和感ということが当然考えられると。そこに丁寧に説明なりをして合意を形成した上で、やるべきじゃなかったのかというご質問について、町の進め方として結果そうならなかったということについては、現実のところございまして、大変そこについてはこの間の説明会でも説明を求めたいという方々からもそのご意見出ました。そこについては結果そのとおりになっていない部分については、私、町として配慮が足りなかったということかと思うと真摯におわびを申し上げたいということは、お話は率直にさせていただいております。ただ、プロセスとしてやはりそういった丁寧なことが踏むべきだったということについては、私としても反省すべきところはあろうかと思っています。

あと、その早過ぎないかという点でございます。企画課長も申しましたが、被災した人以外の方が使うことの制度の緩和ですかね、については、数年前に国として制度ができていたと。それを使うのは、造成がほぼ、ほぼできた後で、かつ、「どういう復興に資する使い方を考えているんですか、南三陸町さんは」というヒアリングといいますか、そういうやりとりが当然国とございます。町の職員、その中で産業振興に資するとか、人口の維持とか減少に資するという形で、こういった方々を対象にということで国に説明をして、いいでしょうということで今回ということでございます。

ただ、強引なことも何もせずに、団地の造成が終わったところについて、国に連絡をとって協議をお願いしますということで、結果、今に至っているということでございます。ただ、結果として、全体の空気感として、拙速感があるという部分のご意見については、真摯に受

けとめたいというふうに思っております。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） この話は、私が勝手に気づいたわけではなくて、実際にその町民の皆さんから「そういう話を聞いたんだけど。道路を挟んだ向かい側に何か建つんだかや。基礎工事まで始まっているんだ」と。それで、慌てて私も不勉強だったというか、注意が足らなかった部分というのもあるので、そこはその方にもおわびをしつつ、どうなっているのかをぜひ聞いてみたいと、お話ししなければいけない内容ですねということをおっしゃっていただいて、きょうの一般質問に臨んでいる部分なんです、実は。

ですので、やはりこの勝手に決められていると。いつの間にかそうなっていると、ルールが変更になっているということは、そうでないにしてもですよ。実際のところは数年前からそういう通達があって、自由に使えるんですということがあったとしても、そう思われかねないようなやり方をするとすることは、やはりこれは行政としてはぜひ慎んでいただきたいと。これは苦言を呈さざるを得ませんし、私は明確に今の段階での、自治会もできていない段階でのアパート建設に踏み切ったということは、反対です。できれば、やめてほしいと思います。

最後1点だけ、この点についてお伺いしたいんですが、今の私のお話に含めての答弁もいただければと思いますが、以前に従業員宿舎であるとか、既存のアパートに従業員宿舎として使う場合に、補助金を町で用意したというような議案があったかのように記憶しております。高台団地にそういった宿舎、寄宿舎などを建てる場合も、その補助制度を使えるのかどうか、お答えいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） こちらの役場サイドといいますか、こちら側の都合である意味変えたということでは実はないんですが、しかしながら、一般町民の皆さんにしてみれば、唐突感や否めないというお声は、これは正直な思いだというふうに思います。

いずれにしても、この件につきましては、地域の皆さん方のご同意を得ないとなかなか前に進める話でございませぬので、そこはしっかり地域の皆さんと意見交換をさせていただきたいというふうに思っています。

なお、後段のほうについては担当課長から説明させます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 今ご質問のありました水産加工関連の宿舎については、そうい

った補助金の事業がございます。適用については、今年度限りといったようなことになっているようでございます。なお、町内の状況、これまでの状況はちょっと持ってきていませんが、現在、直に申請が上がってきていますのは1社、それと年度内に補助金を申請するという業者についても1社ございます。そのうち1つについては、28年度の繰り越し事業という形になってございます。

○議長（三浦清人君） ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時40分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時39分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

後藤伸太郎君の一般質問を続けます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点目について、ちょっと大分時間を使っているいろいろご質問させていただきました。

最後、1点だけ、今回2区画での募集というのは、志津川の中央と東のようなんです。実際には柘沢とか、戸倉とかにも並びであいているところはあるようなんです。ちょっと現地に行って確認していないので、高さが違うとかいろいろあるのかなと思うんですが、今後、今言ったような寄宿舍、アパートの建設を認めるような区画というのは、全町的に広がっていくお考えなのかどうかだけ、最後確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回、2団地で前もっての地域の方々へのお耳立てが欠けていたという部分は、復興事業課長が申し上げているとおり我々も真摯に受けとめて、他の団地の一般開放につきましても、基本的にはそういう方向でまいります。集合住宅だからということではなくて、単独の区画でもどういった方が一般で来るのか、これはなかなかわからないところもございますので、広報等での周知の際には、もう少しわかりやすいように、まさかどなたが来るかという表現はできないにしても、ご理解いただけるような周知の方法を努めていきたいということで、他の団地についても同様に一般の方々にご利用いただけるように意を尽くしてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、時間も時間ですので、3点目ですね。

その高台連絡道路の完成時期はということで、一つ一つお伺いしようかなと思いましたが、最初の町長の答弁で全て気になっているところをお答えいただけました。この質問をしたのは、改めて説明するまでもありませんけれども、道路がやはりできる。道路が変わるということは、生活そのものがやはり大きく変わる可能性があるものなので、折に触れて災害公営住宅、防災集団移転促進団地、全て完成しましたということを町長よくおっしゃって、それは大変いいことですし、町民にとってもいいニュースだろうと思いますが、一方でやはり生活道路ができて初めてその団地としては完成というふうになるのかなというふうに思いますので、ぜひ急いでいただきたいということも含めて質問させていただいたというところでございます。

総じて言うと、平成30年度の末までには、大体のところが完成するめどであるというようなお話のようでした。1点だけ、今お話の中で私が話させていただいた中で、その生活変わりますよねということの中で、一つ、東団地にちょっと限定したお話になって恐縮なんですけれども、病院がありますね。ベイサイドアリーナの前にバス停があって、バスが走っていたんだけど、バスが走らなくなったと。病院の近くがいいと住んだのだけれども、病院がかえって遠くなったと。歩いて行くのが大変だというお話もちょっと聞きまして、団地内ですから、歩いていく、そこにバスを出すという話になるとまたちょっとそこまでやらなきゃいけないのかという話になると思いますが、連絡道路ができると、そのバスの運行経路というのも当然変わると思うんですね。そういったときに、今不便を来している人たちにも十分意を用いたような路線にさせていただきたいなと思うわけです。

平成30年度末までに連絡道路ができるのであれば、そこを利用してのバス運行、公共交通の新しいあり方というものも、私は当然考えるべきかと思いますが、しっかり考えていくつもりでおられるのかどうか、伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 駅そのものが変わるということはございませんが、今ご指摘の部分につきましては、鋭意我々も気をつけながらやってまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 最後の4点目の質問に移らせていただきます。

行政区再編に当たって懸案事項は何ですかと、ちょっとここは幅広い質問をさせていただいたんですが、地域ごとにそれぞれ違った課題があるだろうと。高齢化も進んでいきますし、

一番はやはり新しい団地コミュニティーができたときのその費用負担であるとか、その地域コミュニティーを維持していくために、やはりそれぞれに世帯が負担したり、しっかり協力し合っていくということにお金が絡んでくると、なかなかスムーズに決まらない場合もあるかもしれないというようなお答えだったのかと認識いたしました。

その関連といたしまして、防犯灯が各団地につきます。危機管理課の皆さん初めとして、年度内に、年内に何とかつきたいというような、冬の時期に暗くならないようにというふうに今努力されているところだと思いますが、当然その明かりをつければ明かりの電気代を払わなきゃいけないわけで、これは一定程度団地が形成し終わるまでは町で負担するというようなお話を聞いていますが、具体的に何年間ぐらいとか、そういったことが決まっていましてお知らせください。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 防集団地の防犯灯の補助の件でございますが、防集団地につきましては、基本的にその団地がつくる、またはその団地が所属する行政区等の自治組織の負担となります。その負担については、実際に住居を建ててから住まれて、最初の部分については人が住まれていないというところで、電気が通ってから3年間、町で電気代については負担をさせていただいております。その3年以降につきましては、通常一般の町民の方々と同じように、町でワット数に応じて町のほうで補助金を負担しております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。もう1点、防集団地のそのコミュニティーの再構築ということが非常に今後重要になってくるかと思えます。それに重要な役割を果たすというのが集会所かなと思えます。集会所の利用に当たってのガイドラインといいますか、どういふふうに使っていくかということが、まだはっきりして決まっていなかなというように感じる場面がありました。具体的に言うと、個人演説会をやろうと、選挙のときにですね。行ったら、誰に言えばいいのかわからない。その団地にお住まいの方もよくわからないと。料金取っていいものかどうかもわからないと。選挙管理委員会とかいろいろ私もやりとりして、結果、やらなくて済んだというか、選挙は無投票になりましたのでやらなかったんですけども、そういったところが不明瞭だったように感じました。

ですので、今後その地域の方が使うというのはもちろんなんですが、例えば継続的に支援していただいている方々とか、別な町民含めて任意団体の皆さんとかが集会所をちょっと利用

させてほしいと。皆さんと一緒にお茶会なり何なりやりたいなというときに、決まっていな
いと、その支援する側の人たちも困ってしまうかなと思いますので、決まっているのであれ
ば、決まっていますというお答えで結構ですし、今後決めていくのであれば、誰が主体にな
ってどういう基準で決めていくのか。私は、町として一定程度のラインを引いて、「こうい
うふうにしたらどうですか」と提案したほうがいいのかと思っておりませんが、いかがです
か。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 災害公営住宅があつて、一般の住宅があつて、そこに集会所が1つとい
うこととか、いろいろな調整をしなければいけない案件というのが出てまいりました。具体
にうちの総務課、うちの役場のほうもそちらのほうに入りまして調整役という役割になると
思いますが、いろいろお互いの意見のすり合わせ等含めてやってきた経緯がありますが、な
かなかガイドラインと今お話ありましたように、なかなか決まっていない部分もございます
ので、そこはやはり町としても主体的に入っていくと、なかなかお互いの利害がちよっ
と違いますので、それこそ費用がかかる問題になってまいりますから、そこは十二分に調整
をしながらというふうにご考えてございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 具体的に、今、当課で進めておりますのは、例えば役場のいろい
ろな会議、行事等々で災害公営の集会所を使うときに、例えば50人ぐらいの大規模になります
と、光熱水費等がかかって、ただでさえその維持費の負担が大変だということで、ほかの
団体に使ったときにそういう経費がかかり増しをするということについて、各課に今照会を
かけております。その全体がどのようになっているかを見ながら、各地区のその使用料のガ
イドラインの参考にさせていただきたいと。たたき台は、ある程度町のほうでつくってみたい
なというふうには思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ネイチャーセンターと、それから高台の住まいの再建についてという
ことで、伺わせていただきました。一般質問は定例議会ではできませんので、3カ月間に
1回しかできない。年に4回しかできません。その間に、議員としていろいろな方にお話を
聞いて、質問すべきこと、これは別なところで対応すること、さまざまあるかと思うんです
が、議員として町長と、また、その当局の皆さんと建設的に議論をしていくということは、
大変必要なことだと思いますし、そのために一般質問があるんだろうと思っております。

ですので、きょうお伺いしたことをこれで終わりにするのではなくて、何とか無事に乗り切った、やれやれということではなくて、継続して調査しなければいけないこともありますし、継続してお互いに考えて知恵を出し合っていかなければいけないことというものもあると思います。その姿勢を町長に最後ご確認させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私も議会議員を10年ほど務めさせていただきましたので、一般質問は議会定例会のたびにというわけには後藤議員のようにはまいりませんでした。しかしながら、結構数多くやったという思いがあります。その中で一番大事なことは、政策をどう提言していくのかとか、あるいはあわせてどのように議論を建設的にしていくのかということが、議員としての資質を高めることにつながっていくというふうに思います。

そういった意味におきましては、一番ある意味それぞれのスキルを上げるという意味におきましては、一般質問というのは大変いい機会だというふうに思いますので、これからもお互いにちょうちょうはっし、議論を展開したいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、ゼロゼロ秒になりましたのでやめさせていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

通告5番倉橋誠司君。質問件名、1 JR気仙沼線について。2 バスについて。3 八幡川にかかる橋について。以上、3件について一問一等方式による倉橋誠司君の登壇発言を許します。2番倉橋誠司君。

〔2番 倉橋誠司君 登壇〕

○2番（倉橋誠司君） では、皆さん、改めましてこんにちは。2番議員の新人でございます倉橋誠司でございます。ただいま議長のほうから発言の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

ちょっと私にとっては初めての一般質問ということになりますので、お見苦しい点とかあるかとは思いますが、何とぞご容赦のほどよろしくお願いいたします。

昨日、町長の所信表明をお伺いしまして、私も共感できる部分、多々ありました。交流人口の拡大、それから移住・定住人口の拡大ですね。それとあと、南三陸ブランドの発展とかセールス、こういったもの、私もできる限り協力させていただきたいなと思っております。今後、南三陸町の発展のために、微力ではございますが、努力していく所存でございますので、

よろしくお願ひいたします。これより、通告5番に従いまして質問させていただきます。

1件目はJ R気仙沼線について、2件目はバスについて、3件目は八幡川にかかる橋についてと、以上3件について質問させていただきます。一問一答方式で質問相手は町長ということをお願いをいたします。

では、まず、1件目、J R気仙沼線についてですね。これは先月、産業フェアというのが行われまして、私も視察に行きました。ベイサイドアリーナに行ったんですけれども、そこに小中学生の描いた絵が展示されていました。大体100点ぐらいあったかと思ひます。その中に、鉄道の絵を描いた絵が、私数えました。19枚ありました。100件のうち19枚、5人に1人ぐらいは何か鉄道の絵を描いているということで、彼らですね、将来南三陸町を担うべき小学生、中学生が鉄道の絵を描いているということは、鉄道を期待しているんじゃないかなというふうに思ひました。今現在B R Tが走っておりますが、そのB R Tとなった経緯ですね。それと、今後鉄道の復旧を考えるのかどうか。その辺をお伺ひしたいと思ひます。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、倉橋議員の1件目のご質問、J R気仙沼線についてお答えをさせていただきますが、まず、B R Tとなった経緯ということについてお話をさせていただきますが、鉄道の全線復旧を当初、当初ですが、鉄道の全線復旧を目指しまして、J R東日本との間で平成23年度から幾度となくというか、46回ほど協議をしております。重ねてまいりましたが、平成27年7月の第33回目の協議になりますが、33回目の協議におきまして、J R東日本からB R Tによる本復旧とする提案がございました。そして、同年の12月25日に、国土交通省鉄道局主催の第3回の気仙沼線・大船渡線自治体首長会議において、J R東日本の提案に対する沿線自治体からの回答として、B R Tによる復旧受け入れを表明したところであります。

津波で被災した気仙沼線の輸送量は、鉄道事業が成り立つ目安の半分にも満たない状況でありましたので、その区間をあえて鉄道により復旧するかどうかは、J R東日本としても大きな経営判断が求められたというふうに推測をいたしております。鉄道の復旧におきましては、被災したルートでの復旧でおおよそ300億円を要します。安全性の向上を図るための内陸部にルートを変更した場合、この復旧にはさらに400億円もの経費を要するとの試算がありました。莫大な財政負担と膨大な時間を要する鉄道の復旧は、ようやく生活の再建がかなった町民皆様、何よりこれから町の将来を担う子供たちにさらなる負担を強いることになり、震災からの早

急な復興が必要な本町にとっては、現実的に困難であると言わざるを得ません。

BRTは、鉄道時代に比べ本数が大幅に増加したことがあって、通学や通院の足として既に定着をいたしております。今後はこのBRTを本町の基幹公共交通軸に、乗り合いバス等できめ細やかな公共交通網を整備いたしまして、安全性、利便性の高い交通環境を実現してまいりたいと考えておりますので、議員皆様を初め、町民皆様におかれましては、気仙沼線の路線維持のためにも積極的にBRTをご活用いただきたいというふうをお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ありがとうございます。

BRTの決断ということで、かなり回数を重ねられて協議をされたということでございますが、ですからBRT、今決断された際はかなり苦渋の決断だったとか、思います。その決断に至る際に、そのJRとの協議以外にも、住民とかいろいろなこちらの民意を確認されたかと思えます。その状況はいかがでしたでしょうか。住民のほうの反応はいかがでしたでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） BRTを受け入れる際に、ここ気仙沼市、それから登米市、それから大船渡線の関係の陸前高田含め大船渡ですか。そういった首長さんたちといろいろやりとりをしてまいりました。その中で、結果として先ほど申しましたように、自治体負担が莫大な負担になるということです。基本的にそういった莫大な負担を町あるいは市で負担をするということについては、正直申し上げまして町の破綻につながるということでございます。当町で400億というお話の中で、当町の負担額が約100億ということになります。これは当然町として負担できる額ではないということは、倉橋議員もとくとご承知だと思います。

そういった判断の中でこういう結論を出したということでございますので、ご理解をいただきたいということと、それからあわせて、後段のほうについては担当課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） BRT選択という部分に関しての各地区を小まめに回っての説明会というような部分については、正直そこまで丁寧に行わなかったということではあります、やはりJRと国土交通省の見解が分かれた状態の中で、2年、3年とたっていくと。一方で、今町長申しあげましたように、復興事業がどんどん進んでくるところのあせりといいますか、そういったものがございました。

ただ、さまざまなまちづくり協議会、高台移転部会等々の機会において、そういったその鉄路よりもまずはJRのほうがBRTを走らせたという現実がございますので、まずそれを利用しようというところで、一定程度のご説明にかえさせていただいたという部分はございません。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 住民への説明がそんなに十分にはできていなかったというふうに理解をいたしました。私自身も、地域の人から聞いた話なんですけれども、BRTということの決断に至る際に、各産業団体、農業団体であるとか、漁業団体とか、そういった産業団体の実務者が集まった会議があったという、けれどもそれは何か非公開で行われたというようなことを聞いているんですが、それは事実でしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には非公開ではないということでお話をさせていただきますが、それから気仙沼線の思いというのは、私もあります。昭和52年から開通式がありまして、そのときに駅前まで太鼓をたたいてお迎えしたのは私ですので、そういった思い、いわゆる先人の皆さん方の思いが詰まった気仙沼線ということについては、私も十二分に理解をしておりますし、それから倉橋議員がおっしゃったように、子供たちが鉄道の絵を描いたということも含めて、やはり町民の皆さんにとって気仙沼線というのは、やはりあるにこしたことはないというのは、これは当然の思いだというふうに、それがふだんの生活の中に根づいていたということが当然ありましたので、それは当然の思いとして私も受けとめさせていただきますが、しかし、現実に復興事業を進める責任のある立場の人間として、そういった思いだけで果たしていいのかということは、当然のごとく考えなければいけないわけです。

今はちょっとわかりやすいんですが、志津川駅から歌津の方面に向かう際に、我々すぐにこれはちょっと難しい、工事がこれでは進まないと思ったのは、八幡川が8.7メートルのバック堤がかかっています。そうしますと、志津川駅から助作というトンネルがあるんですが、その橋にかかる場所はもう既に8.7メートルのバック堤がありますと、鉄道がそこをすっきり寸断をせざるを得ない。ですから、今はその助作のトンネルというのは、これは全く使っておりません。使っておりませんって、使えない状況なんです。

そうすると、何をするかということ、内陸部にルートを変更するしかないんです。内陸部にルートを変更するとなると、いわゆる設計から土地の取得から工事からということになると、これはでき上がるのに20年、30年というスパンがかかってしまいます。ですから、そこは現

実的に我々としてこの復興事業を進めるに当たって、どういう判断が適正なのかということで、今先ほど倉橋議員もおっしゃったように、これは苦渋の判断をせざるを得ないということでございましたので、これはBRTでいこうというふうな判断をさせていただきましたし、JR東日本におきましても、こういったBRTの判断をしたということにおいて、基本的にはJRには大変な配慮をいただきまして、先ほど申しましたように随分と本数もふやしていただいた。JRが独自で利用者の方々にアンケートをとったということがございますが、そのJRのアンケートをとった際にも、利用している方々にとっては、本数が多くて便利になったというそういうアンケート結果が出たと。利用者ですよ。利用者。そういうことがございましたし、そういうことを踏まえた上で、総合的にこれは鉄路復活というのは非常に難しいと。そして、BRTでしっかりと、しかもBRTという路線をちゃんと維持するということが非常に大事だというふうに思いますので、どうぞひとつその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 鉄路の復旧は難しいということでしたが、難しいということは、可能性はゼロでないということでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ゼロかどうかというのを私の口からなかなか申し上げられないのは、もう1つの理由は、JR東日本は年間約4,000億の納税を納めている黒字企業です。財務省は、そういった黒字企業には補助金は出さないという姿勢は当初から全く変わりませんでした。そうすると、どこから引っ張り出すのということになりますと、財務省は出さない、復興庁は当然そういう立場にないということになりますと、最終的には地元自治体負担ということの案が出されました。それが先ほど私がお話ししたように、地元で100億ということになります。

ゼロかどうかというのはわからないとお話ししているのは、将来的に国がそのお金を負担してくれる可能性があるのであるならば、これは可能性はゼロというふうには言えないというふうに思いますが、現実、国の方針、考え方が変わらない以上は、現実に再建をするということについては非常に難しいだろうというふうに認識をせざるを得ないと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 線路を内陸のほうに移すためにお金がかかるということでも理解しましたけれども、例えば石巻線、女川まで開通していますが、海沿いを線路が走っています。あれはこちらの南三陸町の考え方でいえば、ちょっと危険な行為をしているというふうに言え

るのでしょうか。ああいうやり方で、もともとあった線路で鉄道を再開するというのも、できないことはないんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ、女川線も倉橋議員行ったことはあると思いますが、あの女川線は、基本的に被災したのは駅だけです。女川の駅だけで、それ以外のレールは全て残っております。ですから、実際にはあそこのレールは被災していません。ですから、女川町が取り組んだのは、とにかく駅をつくれば、線路はありますから、それで入ってこられるということで、女川はそういった決断をしたということですが、うちの場合のご承知のように沿岸線全てレールがなくなりました。そこは大きく違うということをご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、ちょっと沿岸線じゃない部分なんですけれども、登米市の柳津駅から陸前戸倉まで、このあたりは海に面しておりません。被害も少なかったと思います。復旧させる可能性は大きかったと思うんですけれども、けれども何か今、線路を剥がして柳津から陸前戸倉までもBRT専用道で作り直すということになっているようです。そういった説明会が、私は登米市のほうであったというのを聞いているんですけれども、少人数しか行っていなかったということを聞いています。10人ぐらいしか行っていなかったと。同じような説明会は戸倉のほうでもあったというのをまたその後日聞きまして、それも本当にごく少人数で説明会が行われたというようなことを耳に挟みました。そういった何人ぐらいで行われたとか、ご存じでしたらお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 戸倉の説明会については担当課長から説明させますが、陸前戸倉駅で復活できないかという思いは我々も持っておりました。しかしながら、当然のごとく、あそこの駅は内陸のほうに少し移さなければいけないという現実があります。被災しましたのでね。そうしますと、あそこの工事費、いわゆる土地も含め造成費も含め、それからあそこを2段にならざるを得ないんですよ。上に線路があって下にバスが、そのいわゆる工事がかかるんです。それが復興交付金を使えないんですよ。単費で10億円以上のお金がかかるということがありまして、果たしてそれだけのお金が町で出せるかという話です。

前からちょっとお話ししましたように、気仙沼線の利用人数、非常に低いです。JRになる前に、国鉄時代に廃止路線になる乗車率、乗車人数が約2,000人とと言われておりましたが、震災前にもう既にうちの町の気仙沼線、うちの町というか、気仙沼線の乗降率がもう1,000人を

はるかに切っているという状況でございました。ですから、ある意味、昔の国鉄の時代でしたらば、完全に廃止路線というふうな指定になってもおかしくない利用人数しかいなかったという現実もございましたので、そういったもろもろの判断があったということでお話をさせていただきたいと思うんですけれども、いずれ懇談会については担当課長から説明させます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 昨年の夏ぐらいに戸倉に出向きまして説明をさせていただきました。説明というよりも、戸倉の方々のご意見を聞きに行きました。15人ぐらいだったと記憶してございます。JRから、戸倉駅以南についての復旧の方法についての提案がございました。町としてそれを何とか検討をし、JRがどうしてもそういう方向にならざるを得ないということであれば、やむを得ないということで、戸倉の方々にご説明をさせていただいた。それが、線路を剥がして舗装してBRTの専用道で南のほうに持っていきたいという報告でありました。

いろいろなご意見はございました。戸倉と横山方面の当面の対応ということでございましたので、町内全ての方々ということよりも、まずもっては戸倉地区の方々の意見を聞きましようというところからの開催でありました。鉄道の線路敷がいろいろ荒れていて、草がおがっていたり、さまざまな環境への対応をする声もございましたので、そういったところを町としてJRのほうに声を届けたというのが、今日までの経緯でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） その戸倉での説明会のことなんですけれども、戸倉の住民の方から聞いたことなんです、そういった説明会があることをそもそも知らなかったと。それが自治会長の方でも知らなかったと。あるいは、事業者の飲食店なんかされている方ですけれども、そういった方でも知らなかったということで、何か知らないうちに説明会が行われて、戸倉の理解は得られたというようなプロセスだったというふうに聞いております。この点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 本件につきましては、その後の議会等においてもご指摘をいただきました。JR側からの提案を受けて、すぐに町として、あれは戸倉の仮設住宅の集会所だったと思いますが、そちらを手配をして、まず各行政区長さん、自治会長さんのほうにポスティングを職員の手で回ったかというふうに記憶してございます。あとは産業団体、それから

観光協会に携わっている方々等にご連絡をして来ていただいたというところでもあります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、その説明会のときの議事録とかもあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 一字一句の議事録とまではいきませんが、出されたご意見の要約した復命記録はあるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、またちょっと日を改めてそのあたりを私も見せていただきたいなと思っております。

次に、2件目の質問事項についてお願いをいたします。

バスについて。

町民バスに乗っている人から聞いた話なんですが、アップルタウンのほうに買い物に行っても、待ち時間で買い物した後数時間費やしてしまうというようなことがあるという話を聞きました。これは便数が少ないからそういうことになるのだらうと思うのですけれども、便数をふやすために運賃を下げるなり、利用者をふやす方向で運賃を下げるという方法もあるかと思うのですけれども、そういうことでちょっと運賃を下げる、あるいは無償化もあるかなと思えますが、乗る人をふやして便数をふやす方向で検討してはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のバスの件についてお答えをさせていただきますが、まず、乗り合いバスの運賃を下げるということについてであります。現在、町内を走る乗り合いバスの運行主体は、町内の民間交通事業者が町との協定に基づきまして11路線で運行しております。本来であれば、運行経費を営業収益で賄って利益を生むのがバス事業の運営であります。残念ながら採算がとれるということには至っていないのが現実であります。

本町の乗り合いバス運行までの経緯につきましては、東日本大震災後、日赤のバスですが、日本赤十字です。平成24年度末で運行を終了するのに伴いまして、避難生活を余儀なくされております町民皆様の通院や通学、買い物など生活の足を確保するために、町が運行主体となり、無料で運行したことに始まります。しかし、一刻も早い復興をなし遂げるため、復興事業を最優先に取り組まなければならない中で、バスの運行経費が町の財政を圧迫し続ける状況では、町が長期的にバス運行を維持することは困難であったことから、将来的に持続可能なバス運行体制を確保するために、平成28年度から有料化へ移行し運行しているところで

あります。運行事業費は、その多くが国や町の補助、いわゆる税金で負担している状況を鑑みれば、運賃設定は適切であると認識をいたしております。地域住民にとって欠くことのできない生活交通は、維持することが何より大切だというふうに思っております。

また、利用者増加のために本当に必要な路線を取捨選択して、地域住民のニーズに合った利便性の高いサービスの提供こそが欠かせない条件となるはずだと思っております。利用者がふえない原因が運賃の負担であるならば、住民皆様から応分の負担に対して納得をいただけるサービス体制を実現することで、おのずと利用者は増加していくというふうに考えております。このようなことから、まずは利用する住民皆様にバス路線の維持が地域にとってどれほど重要なことであるかを十分に認識をしていただいた上で、今後さらに積極的にバスをご利用いただきますようお願いを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 一応赤字路線ということで、ご苦労があるかと思えます。その乗る人をふやすという意味で、別の観点からなんですけど、観光客の方にもどんどん乗ってもらって、乗車人数をふやすという方法がとれるかと思えます。今のその町民バスという名前が、そもそも町民のためのバスということで、観光客の方が乗ってもいいのかどうか、そのあたりが明確になっていないと思えます。

ですから、ちょっと名前からして町民バスという名前じゃなくて、例えばちょっと僕が考えたんですけども、オクトパスバスであるとか、何かそういったちょっとネーミングを考えたり、あるいはバスの車体も何かちょっと目立つデザインのロゴマークであらわすとか、そういった観光客もどんどん乗ってくださいよというようなバスの運行スタイルにしてはどうかと。ルートも志津川駅あるいはアップルタウンなんかを中心として四方八方に広がるルートじゃなくて、もっと巡回できるような、例えばひころの里に寄った後は今度ハマーレに行ったりとか、あるいはさんさん商店街に寄ったりとか、いろいろなルート、巡回できるような巡回バス、そういったものをつくって観光客も巻き込みながら乗車人数をふやして経営をもうちょっとよくするという方法で考えてはどうかと思うんですが、そういったところはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなかおもしろいといえますか、そうだなと思いました。基本的には別に観光客の方が乗ってだめだということではございませんが、今言ったように町民バスということになりますと、観光客の方が二の足を踏むというのはご指摘があつてなるほどなと

いうふうに思いながら、今お話をお聞きをいたしておりました。

ルートの関係については、また企画課長から答弁させますが、基本的には町の公共交通機関という考え方でお話をさせていただきますが、基本はいわゆる背骨の部分、これはBRTになっていただこうというふうに考えてございます。それから、それぞれの戸倉、それから志津川、それからベイサイド、それから今度中央駅もできます。それから、歌津駅と、それから港駅と、このそれぞれの駅、駅には町民バスを走らせる。いわゆる肋骨として町民バスを走らせて、利便性を高めるような行程を組もうというふうに計画をさせていただきます。ただ、その循環線というのは果たして可能かどうかにつきましては、ちょっと検討は必要だというふうに思いますが、いずれ企画課長のほうから答弁させたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、主要な部分につきましては、ただいま町長申し上げましたように、BRTの各駅に町民バスが定期的に来られるようなダイヤ改正を、実はことしじゅうに検討することにしてございます。これは前々から我々も考えていたことなんですけれども、ただ、BRTの数のほうが圧倒的に多いものですから、上下線で約40本ございますので、町民バスも40本というわけにはなかなかいかないため、朝晩のまず利用の多い時間帯にできるだけBRTの駅、いわゆる拠点に接続ができるように工夫をしようというところを考えてございますし、あといずれスクールバスがこれも新しいスタイルになりますので、そういう子供たちもこの町民バス、名前は別としまして、で一緒に乗れるようなそういう仕組みも考えなければならないと思っております。

それと、今、観光拠点を巡回するバスというご提案ですが、それともちょっと近いんですが、目的別のバスというのを検討できないのかなということで、例えば病院専用とか、あるいはさんさん、ハマーレの商店街、ウジエですか、そういう買い物目的とか、そういう目的別の運行ができないのかということも一緒に今、考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） そのあたり、私も共感できると思いますが、これからも前向きにぜひ考えていただきたいと思っておりますし、私も私なりの知恵をこれからもお話ししていきたいというふうに考えております。

次に、宮交の高速バスのことについてなんです、三陸道志津川インターチェンジがことしの3月に開通して、その際に宮交バスが以前走っていた国道45号線ではなくて、三陸道を通るようになって、要は戸倉地区を通らなくなったということで、けれども実際三陸道を通っ

ても、ちょっと登米市をぐるっと回るので大回りになるので、時間が短縮になったといっても、私の感覚では2分程度短縮になったかなということで、そんなに大きく変わっていないというふうに思うんですね。

ですから、その志津川インターチェンジができたことによって、戸倉地区のほうではマイナスの効果が出たんじゃないかと。志津川インターチェンジができたおかげで、入谷のほうはプラスになったのかもしれないですけども、戸倉のほうはマイナスになったというふうに感じています。

この宮交高速バスがルート変更になったことについて、私も観光業で働いておりますが、ある日突然、その3月に入って3月1日か2日だったと思います。あしたから来なくなるよというふうなことを聞いた次第で、非常に驚きました。こういったことは宮交バスさんのほうから何か事前に町に説明なり打診なり、了解を求めるなり、何かそういった話はあったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） バスが戸倉地区を通らないということでございますが、今、倉橋議員が多分2分ぐらいしか変わらないのかなというふうなお話をしてございますが、多分乗客のいわゆる利便性だと思います。やはり一般道を走りますと、信号もあったりとか、それからさまざま車は横から来たりとかというそういうことがあります。三陸道につきましてはそれが全くないわけでございますので、利用している方々にとっては大変快適に利用できるんだろうと。宮交バスさんとすればそういうふうな考え方もあって利用していると思いますが、いずれご質問の町にあったのかということについては、町のほうには今も確認しましたがけれども、町のほうには説明はないということです。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 運行を始めるときに、説明といいますか、相談もなかったんですけども、一方、志津川インター、小森のインターができるときに、町としてはBRTの仮の志津川駅を十日町の信号のところにつくるので、何とかここにはバスをおりていただけないでしょうかというお願いはさせていただきました。そのときも、せっかく乗った三陸道をおりてまたということになると、これは高速ではなくなるというふうに味気ないことを今でも覚えているんですけども、しかしながら、気仙沼から出たバスが本当に気仙沼で皆満席になるんでしょうかと。少なくとも歌津、志津川で乗るお客さんはいるわけですから、何とかおりていただけないかというところで、町として最大限努力をしたということでありますの

で、その結果、戸倉のほうを通らなくなったというのは、これは宮交さんの運行事業という観点から、我々としてはやむを得ないなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） それで、三陸道がこの土曜日、9日に歌津インターが開通するというところで、さらにどんどん、いずれは気仙沼まで延びることなんでしょうけれども、となると南三陸町ではもう宮交の高速バスは志津川駅と、あるいは歌津駅もとまるかもしれない。可能性としてはその2つぐらいになるのかなというふうに思っています、これは町長もきのう所信表明でおっしゃられた交流人口拡大とか、そういう意味合いから言えば、ちょっと都合が悪いんじゃないでしょうか。ですから、何とか三陸道だけじゃなくて、やはり地域のその足となっている45号線ですね。これは私たちもここにいる皆さん、仕事に来るなり、どこか買い物に行くなり、45号線結構使っていらっしゃると思うんですね。三陸道よりもやはり45号線のほうが、我々の地元のうちだと思いますので、何とか宮交さんも経営の利益を追求される民間企業でしょうから、そういった面で考えられるんでしょうけれども、やはり南三陸町としては45号線を通していただくという方向でちょっとお話を持っていくべきじゃないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 倉橋議員はとくと宮交さんが民間事業者だということを十二分に承知の上でのご質問だというふうに受けとめさせていただきますが、やはり宮交さんとすれば、先ほど言いましたように、宮交さんがうちのほうに説明というのはほとんどないですから。今回も今お話ししたように説明も全くありません。そういう状況の中で、今度は我々も懸念しているのは、どんどん三陸道が北へ、北へと進んでまいります。今年度、この9日に歌津インターができて、来年度中には今度は港インターチェンジまで進むということになります。そうしますと、果たしてそもそも宮交さんが南三陸そのものにバスをおろすのかということの懸念材料がございます。そこは我々としてもこれは避けたいというふうな思いがございますので、そこはお話をさせていただきたいと思います。

ただ、45号線を走るかということについては、基本的にはお話はさせていただきますが、これはあとは最終的には宮交という会社がどのように判断するかということにかかっていると思いますので、そこはひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 民間企業ですので、宮交さんの最終的な経営判断になると思いますが、

我々地元としましては、やはり来てくださいよということでアピールしていく、そういう姿勢は持ち続けるべきだと思います。

次に、きのうお話ありました登米路線のバスが、一定の役割を終えてこの3月で終了になるということでしたですけれども、これもある人から聞いた話なんですけど、登米路線のバスを利用して、登米の病院へ通院されている人が、少数なんだろうけれどもいらっしゃるようで、このあたり実態は把握されていますでしょうか。もし、そういった通院目的で利用されている方がいるというのであれば、何らかのその理由があると思うんですね。お医者さんとの相性がいいとか、あるいは専門的な治療を受けに行っていらっしゃるのかとか、何か事情があってわざわざ登米の病院まで行っていらっしゃるんだらうと思うんですけども、把握されているならちょっとそのバスがなくなるよということで、今度南三陸病院のほうでそういった治療、通院を変更してもらうようお願いをする必要があるかと思えますし、もし把握されていないようでしたら、ちょっと運行事業者さんに聞いていただいたほうがいいのかなどというふうに思っております。このあたり、いかがでしょうか。把握されていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の通院の関係ですが、これは明らかに患者さんと先生のこれは信頼関係だと思っております。この先生、昔は公立志津川病院にお勤めになっていまして、その後、米山の病院のほうに移って、そのときも南三陸からその先生を慕って随分車で皆さん通いになっていました。その後に南三陸町に開業していただきました。この震災で全て病院が壊滅ということになりまして、震災後、うちのベイサイドアリーナ、最初は志津川小学校で避難した町民の皆さんに手当てをしていただいたり、その後はこちらのほうに仮設の病院ができた際にもお手伝いをいただいたんですが、そのときから自分でもう一回民間医療機関として再開をしたいということで、登米市のほうに再開をしたわけですが、私何を言いたいかというのは、いわゆるその先生のために、町民バスを走らせるというわけには、これは判断としてはなかなか難しいというふうに私は思います。

なぜ先に前座の話をしたかというのは、震災前もその先生のところには皆さん、車で自分たちで通っていた経緯がありますので、それを町として判断としてやってしまうと、じゃどこの病院に、どこの病院に、みんなそれぞれうちのバスを使ってお送りしなければいけないという現実が出てまいりますので、ここはあとは今倉橋議員が具体的なお話をしたように、南三陸病院のほうに、こちらに病院、立派な病院がありますので、それは今まで通っていた先

生と、なかなかなじみがない先生に今度かかるわけですが、こちらのほうに誘導させていただいて、こちらの病院に通っていただくというふうにしたほうが、私とすればいいのかなというふうに思っています。

なお、実態の問題については企画課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 志津川出身の先生のところに通っておられる10名前後というところであります。もっと早く実は登米市へのバスについてはお示しをする予定だったんですが、やはり南方仮設住宅に来年3月いっぱいまででなくなるということが、本当に確実なのかというところをぎりぎりまで把握を、確認をするというところで、今回のご報告とさせていただいたところであります。

実は夕べ、南方仮設に行ってみりましたし、また、近々その先生の病院のほうを訪問しまして、内容をご説明しながら、先生のほうから南三陸病院のほうにどうですかということではなくて、震災によって特別に走っていたバスですが、一定の目的を達したので、先生のほうからもさまざまご助言をお願いしたいというようなことでお話に行ってくる予定です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） そういった感じで利用されている方がいらっしゃるということであれば、きめ細かい対応をぜひさせていただきたいと思います。

あと、次にかわりました今度、モアイバスというものがありますけれども、私もこれ、なかなか感心してはホームページのほうで拝見させていただいたんですけれども、けれども何か余り稼働していないような感じがしているんですけれども、これは現状どんな状況なんでしょうか、今のところ。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） モアイバスについて、利用状況についてご報告させていただきます。

モアイバスについては、社会教育団体を初め、町内の団体の皆様に生涯学習活動の部分で活用していただいているところであります。主に土日とか多かったり、あとは高校生の部活動の利用だったり現状であります。大体月に10件ぐらいになるのが大体の相場になっております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、月のうち3分の1ぐらいは稼働しているということだと思います。

その利用されている方は、大体今おっしゃった関係の方にもう限られているということでしょうか。それとも、これからもっと周知していろいろな方に利用していただけるように促していくということはどうでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） このモアイバスについては、多分ご承知だと思いますが、これは志津川高等学校の情報ビジネス科の子供たちが震災後に缶バッジをつくったり、その販売をして、その益金を全てためて600万円、町のほうにご寄附をいただきました。その目的が何かというと、やはり震災前だったら「いしゃりくん」というバスがありまして、それを復活させたいというのが子供たちの思いでございました。子供たちじゃないな、生徒たちだな。その生徒たちの思いがこもったバスでございますので、そういった観点から考えても、あのバス、これはやはり利用したほうがいいと私は思っておりますし、ちょっと若干見直しもしてきているんです。利用時間帯のことも含めて、何時から何時までといっても、基本的に向こうで、例えば仙台で大会があるときに、8時以降しか使えないとか、8時過ぎじゃないとだめだということ、仙台に10時前に9時に着かなきゃいけないときに、そんな8時といたらちょっと無理だよなど。そうしたら、トータル的に8時間使って、朝早く行ったら夕方早目に帰ってくるとか、そういうふうな運用の仕方をしながら、多くの方々に非常に使っていただきたいというふうな思いは私は思っております、そのように担当課には言っているんです。その辺はあとちょっと担当課から補足で説明させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） ただいま町長が申し上げたとおり、利用時間については、運転手の体調とかも、そのガイドラインとかも含めてできるだけ8時間をちょっと超えるぐらいの部分では対応させていただいておるところであります。

それから、利用者については、あくまで町民の方々のために利用していただいているというのが現状であります。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ありがとうございます。ぜひ有効活用できるように進めていければと私も考えております。

次に、3件目ですが、八幡川にかかる橋について。

志津川市街地（低地部）のイメージ図というのがありまして、私ちょっと今手元に持っておりますが、このイメージ図がございまして、これを見ると、戸倉方面から八幡川を結ぶ橋の

うち、車で通れるいわゆる車道橋、これは国道45号線だけというふうに読み取れます。有事の際とか、有事の際の避難道、あるいは事故なんかが起こった際の迂回路として、この下流部に人道橋、人が通る橋が描かれているんですけども、この橋はぜひ車が通れる橋にちょっと見直しをして変更すべきじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3点目になりますが、八幡川にかかる橋についてお答えをさせていただきますが、有事の際の避難道として下流部にかける橋は少なくとも車道橋にすべきとのご質問と受けとめさせていただいて、有事の際というご質問の趣旨から、八幡川の下流域の低地部における津波災害の対応としてお答えをさせていただきます。

現在、志津川市街地八幡川下流域の橋梁は、車両通行可能な橋が工事中を含め4カ所設置されておりますが、復旧は車道橋として志中大橋、八幡橋、汐見橋の3橋、人道橋としては、仲橋と港橋で2橋を整備する予定としておりましたが、このうち人道橋の今お話ありました港橋につきましては、事業費の問題などから検討の結果、復旧しない方針を決定したというところであります。

南三陸町地域防災計画におきましては、地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞、交通事故などの発生の恐れがあることから、地震発生時の避難は、避難場所までに距離があり、津波からの避難するためにやむを得ず車を使用しなければならない場合、その他の特別の事情がある場合を除き、原則徒歩による避難としております。また、昨年11月に発生いたしました福島県沖を震源とする地震に伴う津波災害による課題等を踏まえ、ことし10月に改定をされました宮城県津波対策ガイドラインでは、避難をする方向は津波の進行方向と同方向ということになっております。高台等の緊急避難場所に向けて直線的に避難をすること、海沿い、川沿いの道路は原則として避難道路として利用しないということが示されておりまして、避難行動要支援者等、やむを得ず車での避難が必要な場合であっても、河川橋梁の使用は極力回避をするということが示されております。

以上のことを踏まえますと、この地域における地震・津波発生時の避難の方向及び初動として目指すべき避難先は、八幡川の西側については志津川高校、八幡川東については志津川中学校または志津川小学校へそれぞれ直線的に徒歩避難することが有効と考えております。また、仮に車両等により橋を渡って避難するような状況が発生した場合においても、八幡川には建設中の汐見橋を含め3つの車道橋があることから、避難に必要な経路は確保されておりまして、危機管理の観点から、改めて八幡川下流域に車道橋を追加整備する必要については

ないものというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ありがとうございます。今、3つの車道橋とお伺いしましたが、この45号線と、それから398号線と、あともう1つの橋はどちら、どのあたり。この図面には載っていないところ。もっと上の奥のほう。はい。わかりました。

有事の際、そういったご事情があるということなんでしょうけれども、例えば車が事故を起こしたとか、そういった場合の迂回路としては、これどうなるんでしょうか。例えば45号線の橋の上で車が事故を起こした。そういった場合、後続の車はどういったルートで迂回するということになるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これは倉橋議員も多分ご承知ないことだと思いますが、震災後に国道の整備をするという際に、復興庁、国土交通省から打ち出された方向は、国道45号線、幅広くつくってございます。したがって、震災あった際に、地震災害とかあった際に、車を端のほうに寄せて、それでも交互通行できるぐらいの幅広く道路をつくるということが震災後に決まっておりました。したがって、今の国道45号線はそのようなつくりになってございますので、いざ災害のときに車をそのままその場所に残しても渋滞が起きるというようなことはないような設計、そのようになってございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、あの道路の幅員が広いということで、例えば三陸道が通っていますけれども、あの三陸道並みの幅員があるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般国道、現在の国道ですけれども、8メートルの幅員となっていて、2車線ということで、現在進めておりますのが、12メートルにするということで、約4メートルほど広がってございます。大型車の幅は2.5メートルでございますので、車3台並べても十分対応できるという幅員でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） どうもありがとうございました。

一応3点、私のほうから質問させていただきました。私、観光業のほうで働いてはおるんですけれども、私もちょっと外国人を南三陸町に誘致するインバウンド対応なんか今日々対

応しているわけですがけれども、実はある日、フランス人の方なんですけれども、わざわざフランスから南三陸町まで来ていただいたんですけれども、普通にJRが来ているという感覚で来られて、前谷地からBRT、バスになっちゃったと。志津川駅で一応BRTをおりたんですけれども、そこから黒崎までスーツケースを引っ張って1時間ちょっとかけて歩いてきたというちょっと話を聞きまして、非常にそういった外国人にとって来にくい環境であるというふうに思いました。

そのフランス人ほどでもないんですけれども、アメリカ人のカップルなんかは、陸前戸倉駅でおりにくれたんですけれども、陸前戸倉駅からやはりスーツケースを転がして黒崎のほうまでやってきたということで、本当に外国人にとってわかりにくいアクセス、日本人でもちょっと来るのが大変な人いるのですけれども、外国人にとってはスーツケースなんかを持ってBRTに乗って、右、左、スーツケースが揺らされたりとか、非常に乗り心地も余りよろしくないようなことを言うておりますので、そういった南三陸町もこれからインバウンドをいろいろとやろうとしていらっしゃると思いますけれども、やはり外国人にとって魅力のある、来やすい、居心地のいいまちづくりをしていくべきだというふうに思っています。

私もそれなりにこれから今後ともそのあたりご協力させていただこうと思っておりますので、ちょっと最後にその辺の外国人対応について、今後何かアイデアがあるとか、ないとか、何かこういった計画がありますよというようなことがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 観光の分野においては、倉橋議員は現場でいろいろな見聞きをしている。そういった意味での今、ケースについてお話をいただいたということですが、ただ、そういったインバウンドを含め、インバウンドならずですが、国内外からおいでになっている方々にやはり来やすい環境を整えるということについては、これは町としての大きな責務、仕事だというふうに思っておりますが、そういった中にありまして、これからはさまざまな課題を乗り越えながら、我々対応していかなきゃいけない部分がございますので、これからいろいろその倉橋議員からもお話あったように、これからはいろいろ問題等があるかと思っておりますので、どうぞ我々に対しましてその辺の指導方いただきますようにご協力いただきながらやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、倉橋誠司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日はこれにて延会することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時50分 延会